

東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画(素案)

令和6年10月

東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」(平成16年11月)等に基づき、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して実効性のある取組を推進してきました。

こうした取組の成果等を踏まえ、特別支援教育を更に前進させるため、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を策定し、計画の基本理念に掲げた共生社会の実現に向け、障害者を取り巻く環境や社会状況の変化に適切に対応した特別教育を推進する必要性と、そのための体制の整備・充実の方向性を示しました。具体的な施策については三次の実施計画ごとにまとめ、重点的・確実に取り組んでいくこととし、現在、第二次実施計画に基づく事業を着実に進めています。今後、インクルーシブな教育の推進に向けた社会的要請の高まりや、都立知的障害特別支援学校における在籍者数の増加等を背景に、障害による困難さのために支援を必要とする子供たちの教育環境を向上することがますます重要になってきます。

東京都教育委員会では、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒が共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指すとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備に向け、第三次実施計画(素案)をまとめました。

東京の特別支援教育の展開に向けた施策の検討に当たり、保護者や支援を必要としている幼児・児童・生徒を始めとする都民の皆様、教育関係者など、多くの方々から御意見を頂き、より一層充実を図ってまいりたいと考えています。

御一読頂き、御意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

令和6年10月

東京都教育委員会

目 次

はじめに

第1部 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の基本的な考え方

第1章 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の策定

- 1 東京都における特別支援教育に関する計画の策定と取組 5
- 2 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の策定 6

第2章 第三次実施計画の策定に向けて

- 1 東京都を取り巻く状況の変化 11
- 2 第三次実施計画の策定の考え方 14
- 3 第三次実施計画の計画期間 17
- 4 国・都・区市町村が一体となった特別支援教育の推進 17

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

- 個別事業案一覧 21

第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実

- 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実 26
- 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進 32
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実 40

第2章 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

- 1 小学校・中学校における特別支援教育の充実 48
- 2 都立高校等における特別支援教育の充実 54

第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

- 1 変化する社会において自立して生きるための力の育成 60
- 2 デジタルを活用した教育活動の展開 68
- 3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進 74

第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 1 専門性の高い教員の確保・育成 79
- 2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実 89
- 3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進 97

第1部

東京都特別支援教育推進 計画(第二期)の基本的な 考え方

第1章

東京都特別支援教育推進計画(第二期)の策定

1 東京都における特別支援教育に関する計画の策定と取組

(1)「東京都特別支援教育推進計画」の策定

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育(心身障害教育¹)」から「特別支援教育」への転換が図られました。特別支援教育は、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする児童・生徒等が在籍する全ての学校において実施されることとなりました。

これに先立ち、都教育委員会は、平成15年3月に国が示した「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」や平成16年6月の障害者基本法の改正等を受け、これからの都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画を策定しました。

具体的には、第一次実施計画(平成16年度～平成19年度)、第二次実施計画(平成20年度～平成22年度)及び第三次実施計画(平成23年度～平成28年度²)に基づき、都立特別支援学校の再編整備、個に応じた指導・支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程(以下「小・中学校」という。)並びに都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程(以下「都立高校等」という。)を含めた全ての学校において特別支援教育の推進に取り組んできました。

(2)「東京都発達障害教育推進計画」の策定

東京都における発達障害教育は、東京都特別支援教育推進計画(平成16年11月)に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒等が在籍する全ての学校において推進してきました。平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、平成19年4月には学校教育法の一部改正により、特別支援教育の対象が、発達障害を含めた障害のある幼児・児童・生徒となりました。

また、通常の学級において発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒が一定割合在籍すると考えられることなどから、全ての公立学校において発達障害教育の充実を図っていくため、平成28年2月に、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする東京都発達障害教育推進計画を策定しました。

この計画において、小・中学校全校に特別支援教室³を設置することとし、それまで、通級指導学級で行ってきた特別な指導を対象の児童・生徒が在籍校で受けられるようにするとともに、都立高校等においても、通級による指導や教育課程外での特別な指導・支援を実施するなどの取組を進めてきました。

¹ 特殊教育と同義。心身障害教育は都独自の名称である。特別支援教育への転換まで、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への教育を行うために設置する学級を、国は「特殊学級」としていたが、都は「心身障害学級」と呼んでいた。

² 平成22年の第三次実施計画策定時に計画期間を平成28年度までとし、3年延長した。

³ 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症者、情緒障害者、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。指導時数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで(学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については月1単位時間から可能)としている。なお、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童・生徒は、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能である。

2 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の策定

(1) 推進計画(第二期)策定の背景

平成22年11月の東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定以降、障害者基本法の改正(平成23年)や障害者権利条約の発効(平成26年)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行、発達障害者支援法の改正(平成28年)など、障害者や東京都を取り巻く状況は大きく変化しました。

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されました。

こうした状況も踏まえ、都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画や東京都発達障害教育推進計画に基づき、就学相談において、本人及び保護者との合意形成を図りながら、一人ひとりの障害の程度や状態等に即して適切な就学先を決定できるよう、区市町村を支援するとともに、特別支援学校、小・中学校、都立高校等において個に応じた指導・支援を充実するなど、特別支援教育の着実な推進を図ってきました。

引き続き特別支援教育を推進していくため、新たな特別支援教育推進のための長期計画として、東京都特別支援教育推進計画(第二期)(以下「推進計画(第二期)」という。)を策定することとしました。

(2) 推進計画(第二期)の策定と基本理念

都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画の計画期間終了後における都の方向性を示すため、平成29年2月に、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする推進計画(第二期)を策定しました。

また、平成29年度から令和2年度までの4年間を計画期間とする推進計画(第二期)第一次実施計画(以下「第一次実施計画」という。)を併せて策定し、具体的取組の内容や実施時期を明らかにしました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応から、計画期間を1年間延長し、推進計画(第二期)は令和9年度まで、第一次実施計画は令和3年度までとしました。

推進計画(第二期)では、障害のある人も障害のない人も共に尊重し合いながら活躍できる共生社会の実現に向け、特別支援教育を更に推進し、障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材を育成することを基本理念としています。

基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献^{*}できる人間を育成

^{*}ここでは、障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、「貢献」と表現している。

(3) 推進計画(第二期)の四つの施策の方向性

推進計画(第二期)の基本理念の実現に向け、以下の四つの方向性に沿って施策を進めています。

〈共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実〉

・全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見付け、将来の夢や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実

施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の社会参加や社会貢献を円滑に実現できるよう、特別支援学校の指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

小・中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

〈未来の東京を見据えた特別支援教育の推進〉

・防災教育やスポーツ・芸術教育など、未来の東京や社会の変化を見据えた教育を新たに推進

施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

主権者教育や防災教育、心身の健全育成などの取組を推進するとともに、障害者スポーツや芸術文化への興味・関心を高め、社会に参加・貢献できる人間を育成します。

〈特別支援教育を支える基盤の強化〉

・教員の専門性向上や区市町村教育委員会への支援の充実など、特別支援教育の基盤を一層強化

施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

質の高い特別支援教育を推進するため、教員の専門性向上や学校・区市町村への支援の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、広く都民の理解を促進する体制を整備します。

(4)推進計画(第二期)の目指す将来像

推進計画(第二期)では、四つの施策の方向性ごとに目指す将来像を示すとともに、その実現に向けた今後の施策の展開を明らかにしています。

施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

【将来像】

- 特別支援学校に在籍する全ての幼児・児童・生徒が、視野や関心を広げるための教育を受け、自らの将来について明確な目標を持ち、その実現に向けて、生き生きとした学校生活を送っている。
- 全ての特別支援学校において、充実した教育環境の中、幼児・児童・生徒一人ひとりの障害の種類・程度や多様な教育ニーズに応じた専門性の高い指導・支援が行われ、それぞれの有する能力が最大限に高められている。
- スポーツや芸術など様々な場面における交流活動等を充実することで、特別支援学校と小学校、中学校、都立高校等の幼児・児童・生徒が、お互いに理解し合い、尊重し合う心を育んでいる。

【今後の施策の展開】

- 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実
- 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

【将来像】

- 小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸長させている。
- 発達障害のある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

【今後の施策の展開】

- 1 小学校、中学校における特別支援教育の充実
- 2 都立高校等における特別支援教育の充実

施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

【将来像】

- 主権者教育、防災教育の充実やICT機器の活用など、社会状況の変化に即した特別支援教育を推進することで、障害のある幼児・児童・生徒が、変化する社会に的確に対応しながら、自立して生きるための力が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、スポーツや芸術活動への取組を通じて自己実現の場を広げ、その才能を十分に発揮するとともに、豊かな心や健やかな体が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に様々な形で関与することを通じて、豊かな国際感覚を醸成し、経験や感動を将来の意欲へとつなげるなど、幼児・児童・生徒一人ひとりに人生の糧となる掛け替えのないレガシーが残されている。

【今後の施策の展開】

- 1 変化する社会において自立して生きるための力の育成
- 2 デジタルを活用した教育活動の展開⁴
- 3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

【将来像】

- 特別支援教育に対する意欲に満ちあふれ、教科や自立活動⁵の指導に精通した専門性の高い教員が多数育成されている。
- 都教育委員会及び区市町村教育委員会の相談機能が強化されるとともに、保護者の意向を踏まえながら、客観性や透明性の高い仕組みによる就学・入学決定が行われることで、障害のある幼児・児童・生徒が、その能力を最大限に伸長することができる学校で学んでいる。
- 保護者や地域に信頼される学校づくりの取組や教育、保健、医療、福祉、労働など関係機関等との連携が充実するとともに、地域や都民の共生社会への理解が進むことで、障害のある幼児・児童・生徒を、社会全体で支援する体制が強化されている。

【今後の施策の展開】

- 1 専門性の高い教員の確保・育成
- 2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実
- 3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

⁴ 推進計画(第二期)策定時は「ICT 機器を活用した教育活動の展開」と表記していたが、第二次実施計画以降は表現を改めている。

⁵ 個々の幼児・児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うために、特別支援学校の学習指導要領に示された領域の名称。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き及びコミュニケーションの六つの区分がある。

第2章

第三次実施計画の策定に向けて

1 東京都を取り巻く状況の変化

(1) 社会状況の変化

令和4年3月の東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画(以下「第二次実施計画」という。)の策定以後、デジタル化の進展や国際情勢の不安定化など、子供たちを取り巻く環境には大きな変化が生じています。

特別支援教育をめぐる環境においても、以下のような様々な動きがありました。

ア 特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

国は、令和4年3月に「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」における報告書を取りまとめ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために学校教育が果たすべき役割や、全ての教員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性をもつことの重要性等について示しました。具体的には、全ての新規採用職員がおおむね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めることや、管理職の登用等に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することなどへの対応が求められています。

また、特別支援教育を担う教員の専門性向上を図り、教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、大学の教職課程で共通的に習得すべき資質・能力を示す特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく新たな教職課程を策定し、令和6年4月には全ての大学で開始されました。

イ 国連・障害者権利委員会による総括所見

令和4年9月、国際連合の障害者権利委員会における日本政府報告に関する総括所見において、よりインクルーシブな取組を求める勧告が出されました。具体的には、障害のある児童・生徒がインクルーシブ教育を受ける権利があることを認識することや、質の高いインクルーシブ教育に関する国家の行動計画を採択することなどへの対応が求められています。

ウ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

国が令和5年3月に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の報告書において、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒数の割合は、小・中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%であることが示され、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることが改めて示されました。

また、国連・障害者権利委員会の勧告を受け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備を推進していく必要があることも示されました。

こうした状況を踏まえ、校内支援体制の充実や通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実に加え、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営

第1部 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の基本的な考え方

し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流及び共同学習を発展的に進める、インクルーシブな学校運営モデルの創設が提示されました。

エ 教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)の策定

国の教育政策全体の方向性や目標、施策等を定める教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)が、令和5年6月に閣議決定されました。同計画は、地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際に、その内容を参酌することとされています。持続可能な社会の創り手の育成や日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトとし、16の目標と基本施策、指標が示されています。

特別支援教育に関しては、「小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加」や「小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合の増加」等が指標として示されています。

(2)東京都の動向

ア 「未来の東京」戦略の策定

都は、持続可能な「未来の東京」を切り拓くため、令和3年3月に「未来の東京」戦略を策定し、その後、毎年度政策をバージョンアップした更新版を公表しています。

「未来の東京」戦略では、東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、様々な場で多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う社会の実現を目指すこととしています。

イ 東京都手話言語条例の施行

都では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、「東京都手話言語条例」を制定し、令和4年9月に施行されました。

ウ 東京2025デフリンピック大会の開催決定

令和4年9月、オーストリア(ウィーン)で開かれた国際ろう者スポーツ委員会の総会において、日本で初めてとなるデフリンピック大会の東京開催が決定しました。

教育の分野においても、東京2025デフリンピックの開催を契機に、児童・生徒等がデフリンピックへの興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していこうとする意識や姿勢を育んでいくことが求められています。

エ 東京都教育ビジョン(第5次)の策定

令和6年度から令和10年度までの5年間で、都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「東京都教育ビジョン(第5次)」を令和6年3月に策定・公表しました。

本ビジョンでは、東京が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」を示しています。

本ビジョンの基本的な方針の一つである「教育のインクルージョンの推進」においては、「多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実」を強化のポイントとして掲げています。

2 第三次実施計画の策定の考え方

共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現に向けては、多様な個性をもつ全ての子供が自ら伸び、育つために、誰一人取り残さず、子供たちのもつ力や伸びようとする意欲を引き出すことが必要です。

障害のある児童・生徒等一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人ひとりの教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場を充実・整備することが何よりも重要です。その上で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが重要です。

推進計画(第二期)は、障害のある児童・生徒等も障害のない児童・生徒等も共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。

東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画(以下「第三次実施計画」という。)においては、「未来の東京」戦略や東京都教育ビジョン(第5次)も踏まえつつ、長期計画である推進計画(第二期)の理念を基礎とし、社会状況等の変化に対応した施策を進めることで、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っていきます。

(1)これまでの成果に立脚した特別支援教育の更なる充実

第一次実施計画及び第二次実施計画に基づく施策の展開により、障害の種類と程度や多様な教育ニーズに応じた都立特別支援学校の再編、指導内容の充実、教育条件の整備などに取り組み、都の特別支援教育は着実に進展・充実しています。

今後も子供たち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化や全ての学びの場における特別支援教育の更なる充実、全ての教員の特別支援教育に関する専門性向上など、特別支援教育の充実に向けた取組をより一層推進していく必要があります。

第三次実施計画においては、これまでの取組の成果を踏まえながら、更に強化・充実を図っていきます。

なお、第二次実施計画の実施状況報告は本計画公表時に記載します。

(2)新たな将来推計に基づく教育環境の整備

特別支援教育の進展に伴い、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒数は増加傾向が続いています。今後の特別支援教育の充実を図る上では、その対象となる障害のある児童・生徒数の将来推計が重要となります。

都教育委員会では、第三次実施計画の策定に当たり、特別支援学校の在籍者数及び小・中学校の特別支援学級等の在籍者・利用者数に関する推計を実施します。

第1部 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の基本的な考え方

こうした推計結果を基に、国が令和3年9月に公布した特別支援学校の設置基準も踏まえ、障害のある児童・生徒等の教育環境の充実を図るため、特別支援学校の適正規模・適正配置等の取組を着実に進めていきます。

(3)変化に対応した特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、社会の変化に対応し、個別の事業計画を体系的に分かりやすく提示する必要があることから、新たに以下の取組分野を設定しました。

①インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組

特別支援教育を必要とする児童・生徒数の増加や、令和4年9月の障害者権利委員会対日審査における総括所見等を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の更なる充実が求められています。

こうした状況に鑑み、第三次実施計画においては、新たに特別支援学校と都立高校等との協働による取組や、インクルーシブ教育支援員の配置を行うなど、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件の整備や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていきます。

こうした新たな取組と併せて、これまで各章に点在していたインクルーシブな教育に関する個別事業を第2部第3章に集約し、新たな取組分野として「インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組」を設定し、関連事業を体系的に示していきます。

②言語や文化に親しむ教育の推進

これまで第2部第1章の取組分野「(1)障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実」に記載していた国際理解教育の充実や言語及び読書活動については、変化・進展する社会に対応した施策として、第3章に新たな取組分野を設定し、移管することとしました。

第三次実施計画における主な個別事業案については、次のページに記載のとおりです。各事業の詳細については、第2部「特別支援教育を推進するための個別事業案」をご参照ください。

施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

- 都立特別支援学校に在籍する児童・生徒等の障害の多様化・重複化や、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加等に伴う、都立特別支援学校の教室数不足が課題となっていることから、引き続き新設・改築等により教室整備を進めるとともに、教室の環境充実に向け、特別支援学校の施設整備等の在り方を検討していきます。
- 医療的ケア児への支援の充実を図るため、引き続き保護者の付添い期間の短縮や学校看護師の確保に努めていきます。

施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

- 小・中学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒が、学校で安心して過ごせるよう、障害特性に応じた支援のポイントをまとめた指導資料の作成や、支援員の配置支援を通じて、発達障害教育の推進を図っていきます。
- 都立高校等に在籍する発達障害等のある生徒に対し、個人の適性や能力に応じた就労・進学に必要なスキルを身に付けさせ、将来希望する進路の実現につなげるため、キャリア支援プログラムを実施していきます。

施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

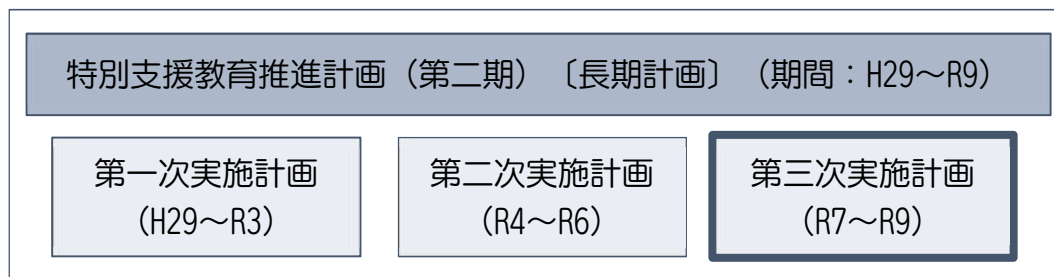
- 都立特別支援学校と都立高校等が協働して日常的に共に学ぶことができる環境の整備や、小・中学校におけるインクルーシブな教育の推進等について検討していきます。
- 東京2025デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進と聴覚障害への理解啓発を行っていきます。

施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 都立特別支援学校と小・中学校間で異校種期限付異動を行っている教員同士が、好事例を共有する連絡会や研修を実施するネットワークを構築し、専門性を発揮する教員を支援していきます。
- 就学に向けた手続の円滑化を図るとともに、都教育委員会・区市町村教育委員会・都立特別支援学校による継続した教育相談を実施する仕組みや、「学びの場」の柔軟な見直しの手立てを構築していきます。

3 第三次実施計画の計画期間

長期計画である推進計画(第二期)の計画期間は、平成29年度から令和9年度までの11年間、第一次実施計画の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間、第二次実施計画の計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間でした。今回の第三次実施計画の計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。



4 国・都・区市町村が一体となった特別支援教育の推進

都教育委員会は、推進計画(第二期)の策定時に、国の動向を踏まえつつ、区市町村との適切な役割分担の下で、特別支援教育の充実を図っていく考え方を示しました。第三次実施計画においても、引き続き適切な役割分担の下でそれぞれの施策を推進していきます。

(1) 都教育委員会の役割

都教育委員会は、全ての公立学校における特別支援教育の充実を図るため、区市町村教育委員会や各学校における実態を踏まえつつ、障害のある児童・生徒等の能力を最大限に伸長する様々な事業を展開していきます。

また、特別支援教育を推進するための体制整備として、特別支援学校のみならず、小・中学校及び都立高校等を含めた教員全体への特別支援教育の理解の浸透と専門性の向上を図っていくほか、乳幼児期から学校卒業後の自立までを見据えて、教育分野だけでなく、保健・医療・福祉・労働等の各関係機関との連携を推進していきます。

さらには、共に学び支え合う共生社会を実現するため、社会全体の理解を一層促進していきます。

こうした観点とともに、国におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた動向、学習指導要領の基本的な考え方等も踏まえ、推進計画(第二期)に基づく施策を的確・迅速に進め、都における特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

(2) 区市町村教育委員会の役割

区市町村教育委員会は、推進計画(第二期)の趣旨や各施策の方向性を十分に踏まえ、全ての学校・学年・学級に特別な指導・支援を必要とする児童・生徒が在籍するとの認識の下、各自治体における特別支援教育の充実・発展に努めていく役割を担っています。

この役割を十分果たすためには、小・中学校の特別支援学級や全校に導入された特別支援教室における教育の質の向上に向けた取組だけではなく、医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえた実施体制の充実などが求められます。

また、保護者の意向を尊重しながら、障害のある児童・生徒等が適切な就学先を決定することができるよう、就学相談等の機能強化や保護者等への情報提供などを進めていく必要があります。

さらに、全ての教職員の特別支援教育への理解に基づく合理的配慮の適切な提供や、その基礎となる教育環境の一層の改善を図ることが求められます。

こうした観点から、各区市町村教育委員会においては、都教育委員会との緊密な連携の下、障害のある児童・生徒等への支援体制の整備を図っていくことが望まれます。

(3) 都立特別支援学校の役割

都立特別支援学校は、障害のある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させることで、児童・生徒等の自立や社会参加を実現していくため、校長を中心として、全ての教職員が高い専門性を発揮できる指導体制を構築することが引き続き求められます。

また、特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能⁶の発揮という重要な役割を担っています。全ての学びの場における教育を充実させていくためには、都立特別支援学校が蓄積した専門的な知識や技能を用いて、区市町村教育委員会をはじめとする関係機関と連携を深めながら、地域の幼稚園や保育所、小・中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実を支援していくことが、一層求められます。

さらに、副籍制度⁷等により、都立特別支援学校と小・中学校との間で、交流及び共同学習を充実させるなど、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ場を多く創出していくことも必要です。

こうした取組を進めることにより、障害のある児童・生徒等の地域での生活の充実を図るとともに、将来の自立と社会参加を実現するための教育を一層充実させていく必要があります。

⁶ 都立特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

⁷ 都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍(副籍)を持ち、直接的な交流(小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等)や間接的な交流(学校・学年・学級だよりの交換等)を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

(4)小・中学校及び都立高校等の役割

小・中学校及び都立高校等は、発達障害を含めた障害のある児童・生徒が多数在籍している状況を踏まえて、障害に応じた指導・支援等の更なる充実を図ることが求められます。このため、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行うことができるよう、特別支援教育コーディネーター⁸を中心とした校内体制の整備を図る必要があります。

また、小・中学校及び都立高校等においては、個々の児童・生徒への指導・支援や合理的配慮の適切な提供方法等について、特別支援学校が担うセンター的機能も活用し、実践を重ねていくことが望まれます。その際には、通常の学級に在籍する個別な配慮を必要とする児童・生徒等について、きめ細かく把握する必要があります。小・中学校や都立高校等との学校間の交流及び共同学習のみならず、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を一層充実させていくことも重要です。さらには、こうした取組への協力を得るために、保護者や地域の人々に対して、共生社会の実現に向けた理解促進に資する取組を積極的に行っていくことが求められています。

⁸ 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」として指名している。

第2部

特別支援教育を 推進するための個別事業案

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

個別事業案一覧

第1章(施策の方向性Ⅰ) 特別支援学校における特別支援教育の充実	
1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	
事業番号1	個別指導計画を活用した教育の充実
事業番号2	準ずる教育課程の教育内容・方法の充実
事業番号3	自立活動を主とする教育課程の充実
事業番号4	知的障害教育における教育課程の充実
事業番号5	教職員等の手話技能向上に向けた取組
事業番号6	キャリア教育の充実
事業番号7	職業教育の充実
事業番号8	進学指導の充実
2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	
事業番号9	視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置
事業番号10	知的障害特別支援学校の適正な規模と配置
事業番号11	肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置
事業番号12	島しょ地域における特別支援学校の分教室の在り方
事業番号13	施設整備計画
事業番号14	視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援
事業番号15	職能開発科の設置の推進
事業番号16	強度行動障害に対する教育活動の展開
事業番号17	盲ろう重複障害への対応に係る外部専門家の活用
事業番号18	将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施
事業番号19	教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立
事業番号20	専門家を活用した自立活動の充実
事業番号21	スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実
3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	
事業番号22	新たな考え方に基づく施設整備の展開
事業番号23	老朽校舎の改築・大規模改修
事業番号24	省エネ・再エネの推進
事業番号25	障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実
事業番号26	児童・生徒の通学環境の改善(スクールバスの充実)
事業番号27	医療的ケア児への支援の充実
事業番号28	寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用
事業番号29	寄宿舎で生活する児童・生徒の安全・安心の確保
事業番号30	就学奨励事業による保護者の経済的負担の軽減

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

第2章(施策の方向性Ⅱ) 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

1 小学校・中学校における特別支援教育の充実

事業番号31	学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実
事業番号32	知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実
事業番号33	センター的機能を活用した小・中学校教員の専門性向上
事業番号34	区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援
事業番号35	特別支援教室の円滑な運営
事業番号36	特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発
事業番号37	発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実

2 都立高校等における特別支援教育の充実

事業番号38	学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実
事業番号39	都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施
事業番号40	進路指導の充実
事業番号41	長期入院中の生徒に対する学習機会の保障
事業番号42	通級による指導の充実
事業番号43	都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの整備
事業番号44	心理の専門家による相談支援体制の整備
事業番号45	学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施
事業番号46	キャリア支援プログラムの実施
事業番号47	通級による指導の指導内容の充実
事業番号48	発達障害教育に対する教員の理解推進
事業番号49	都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

第3章(施策の方向性Ⅲ) 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

1 変化する社会において自立して生きるための力の育成

事業番号50	特別支援学校と都立高校等の協働的な取組
事業番号51	学校におけるインクルージョンに関する実践的研究
事業番号52	特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との交流及び共同学習
事業番号53	インクルーシブ教育支援員の配置
事業番号54	副籍制度の充実による交流活動の推進
事業番号55	国際理解教育の充実
事業番号56	言語活動及び読書活動の充実
事業番号57	特別支援学校における図書館システムの導入
事業番号58	特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実
事業番号59	特別支援学校における防災訓練の充実
事業番号60	特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実
事業番号61	特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実
事業番号62	社会の課題に対応した教育活動の展開

2 デジタルを活用した教育活動の展開

事業番号63	自立と社会参加を見据えた情報教育の充実
事業番号64	デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発
事業番号65	準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習
事業番号66	TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進
事業番号67	聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進
事業番号68	病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実

3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

事業番号69	特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業
事業番号70	障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実【再掲】
事業番号71	デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進・理解啓発
事業番号72	芸術系大学等と連携した芸術教育の推進
事業番号73	芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興
事業番号74	東京都特別支援学校総合文化祭等の開催

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

第4章(施策の方向性Ⅳ) 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

1 専門性の高い教員の確保・育成

事業番号75	東京教師養成塾を活用した人材養成
事業番号76	教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進
事業番号77	教員志望者を対象とした特別支援教育の魅力発信
事業番号78	特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性向上
事業番号79	特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等
事業番号80	異校種期限付異動による教員の専門性向上
事業番号81	異校種人事ネットワークの構築
事業番号82	短期人事交流による教員の専門性向上
事業番号83	特別支援学級中核教員の認定
事業番号84	全ての学校における特別支援教育に関する研修の充実
事業番号85	特別支援教育に関する指導経験を踏まえた教員の専門性向上
事業番号86	指導教諭を活用した教員全体の専門性向上
事業番号87	センター的機能を活用した小・中学校教員の専門性向上【再掲】
事業番号88	島しょ地域の教員の専門性向上への支援
事業番号89	区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援

2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実

事業番号90	学校における働き方改革の推進に向けた取組
事業番号91	特別支援学校における学校経営計画等の策定
事業番号92	東京都学校経営支援センターによる支援
事業番号93	特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援
事業番号94	都教育委員会の指導主事等の派遣による支援
事業番号95	東京都教育支援機構(TEPRO)による学校への多角的な支援
事業番号96	合理的配慮の適切な提供に向けた支援
事業番号97	発達障害教育に関する教員等への支援
事業番号98	教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化
事業番号99	就学相談の機能充実
事業番号100	東京都教育相談センターにおける相談の充実

3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

事業番号101	就労支援(企業開拓)チームによる企業開拓
事業番号102	企業向けセミナー等の開催
事業番号103	民間等の活用による企業開拓
事業番号104	特別支援学校卒業生の職場定着支援
事業番号105	特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進
事業番号106	学校と地域とのつながりの強化
事業番号107	「インクルーシブ体験」プログラム事業の実施
事業番号108	都民の理解の促進

第1章

(施策の方向性Ⅰ)

特別支援学校における特別支援教育の充実

1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実

(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実

事業番号 1 個別指導計画を活用した教育の充実

都教育委員会では、都立特別支援学校において児童・生徒等一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、学校生活支援シート¹（個別の教育支援計画）及び個別指導計画²の作成と活用を促進してきました。

特別支援学校の学習指導要領では、「カリキュラム・マネジメント」³の充実に向け、個別指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくことを示しています。

このことを踏まえ、個別指導計画と教育課程のそれぞれの評価と改善をつなげていく仕組みを確実なものとしていくため、都教育委員会では、個別指導計画に基づいて児童・生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、これを教育課程の評価と改善につなげるという一連の流れを示した「個別指導計画の作成・活用に関する手引き」を作成しました。

今後は、本手引きに基づく各特別支援学校での個別指導計画の作成・活用の充実を図り、児童・生徒の実態を適切に把握し、学習指導要領の教科等の目標・内容に即した指導の実施と評価を踏まえた指導の改善のための「カリキュラム・マネジメント」を更に進めていきます。

また、特に知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程においては、学習指導要領に基づきながら児童・生徒の実態等に即した具体的な指導内容を設定する必要があり、指導要録に記載する学習評価においても、3観点⁴に基づいた文章により評価することが求められています。各校での学習評価が適切に行われ、児童・生徒の学びが更に深まるよう、都教育委員会では、都立知的障害特別支援学校における学習評価の在り方について研究を行い、指導計画の作成から評価までの一連の流れや、教科ごとの具体的な評価の記載事例を掲載した指導資料を作成し、都立特別支援学校に周知しました。

今後は、都立知的障害特別支援学校はもとより、知的障害特別支援学校以外の都立特別支援学校で知的障害の教科を学習する児童・生徒への指導に対する学習評価の在り方や、個別指導計画への評価の記載について、更に研究していきます。

¹ 本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒等を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。学習指導要領では「個別の教育支援計画」という名称が用いられているが、都では、児童・生徒等の学校生活を支えることが支援の中核になることから、「学校生活支援シート」と呼んでいる。

² 学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導の計画。児童・生徒等一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成するもの。学習指導要領では「個別の指導計画」という名称が使われているが、都では「個別指導計画」と呼んでいる。

³ 学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。学習指導要領において、「児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」と示されている。

⁴ 学習指導要領に基づく「観点別の学習評価」。学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における学習状況の評価の観点が、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理された。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

事業番号 2 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実

都立視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校には、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行う教育課程⁵(以下「準ずる教育課程」という。)を履修する児童・生徒が在籍しています。これらの児童・生徒の学力の向上を図り、希望する進路を実現できるようにするためには、都立特別支援学校の教員が、小・中学校及び都立高校等における教科指導と同等の指導技術や授業力を身に付け、小・中学部及び高等部それぞれにおいて、指導内容・方法を充実させていく必要があります。

そのため、都立特別支援学校の準ずる教育課程においては、特別支援学校版の「授業改善推進プラン」を作成し、児童・生徒の実態や学校の特色・課題に応じた教科指導の充実に向けた取組を進めています。

また、地域の小・中学校及び都立高校等を「授業研究連携校」に指定し、授業研究連携校と都立特別支援学校の教員が、それぞれの学校で行われる授業研究に相互に参加できるようにしたり、夏季休業期間中などに互いの学校の研修会に参加し合ったりするなどの取組を推進しています。

今後は、準ずる教育課程で学ぶ児童・生徒の学力向上と、希望する進路の実現を更に推進するため、都立特別支援学校の教員の指導技術や授業力の一層の充実を図っていきます。

あわせて、授業研究連携校として都立特別支援学校と連携する小・中学校においても、授業改善に向けた交流を深め、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への指導に関する都立特別支援学校から助言や支援を受けることにより、学校間の連携が両校にとって有意義なものとなるよう、取組への支援を引き続き行っていきます。

事業番号 3 自立活動を主とする教育課程の充実

特別支援学校の学習指導要領には、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導の領域として「自立活動」が位置付けられています。

都教育委員会では、特別支援学校の学習指導要領の趣旨を踏まえて教育課程届や指導要録の様式を改訂し、自立活動を主とする教育課程において、学習指導要領の目標・内容を全て取り扱う教科と、一部又は全部の内容を自立活動に替えて行う教科の整理等を、児童・生徒の実態を踏まえて改めて見直し・検討するよう、指導・助言してきました。

今後は児童・生徒の実態に応じて各教科等の目標や内容を可能な限り取り扱うように工夫するなど、障害の程度が重度である児童・生徒を対象とした教科指導の在り方等についての研究を行うとともに、教育課程編成の基本的な考え方に基づく具体的な指導計画の例を示していくなどし、各都立特別支援学校における指導の充実を図っていきます。

⁵ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校において、学校教育法第 72 条に基づき小・中学校又は高校に準ずる教育を行う教育課程。「準ずる」とは各教科等の目標・内容が、原則として小・中学校又は高校と同様であることを意味する。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

事業番号 4 知的障害教育における教育課程の充実

特別支援学校の学習指導要領では、知的障害のある児童・生徒のための各教科等の目標や内容が、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という育成を目指す資質・能力の三つの柱によって新たに整理されました。このことを踏まえ、都立知的障害特別支援学校における教育課程の編成を見直し、学習指導要領に示された教科等の目標・内容が確実に身に付くようにする必要があります。

また、都立知的障害特別支援学校高等部普通科においては、教育課程の類型化⁶を行っていますが、多くの学校は、都立知的障害特別支援学校の高等部就業技術科⁷及び職能開発科⁸の設置により職業教育の充実が進む以前からの類型を維持しています。知的障害の程度が軽度から中度の生徒の多くが高等部就業技術科又は職能開発科への進学を希望している現状を踏まえ、高等部普通科に在籍する生徒の障害の状態等に合わせた類型の再編を検討する必要があります。

第二次実施計画において、特別支援学校の学習指導要領の趣旨を踏まえ、都立知的障害特別支援学校小・中学部の教育課程の編成の方針を見直し、生活科や理科、社会科等の目標・内容について、各教科の時間における指導として行う場合の考え方や、各教科等を合わせた指導との関連などについて整理し、都立特別支援学校に周知しました。

また、都立知的障害特別支援学校高等部普通科における教育課程の類型化の見直しに向けた検討委員会を設置し、その在り方を示しました。

今後は、都立知的障害特別支援学校の教科指導の効果的な指導事例を収集し、各学校へ周知を図るとともに、他の障害種の都立特別支援学校における知的障害を併せ有する教育課程の指導の充実にも取り組んでいきます。

あわせて、都立知的障害特別支援学校の普通学級における自立活動については、指導の在り方や各教科等との関連などについて更に研究を深めていきます。

なお、知的障害のある児童・生徒に対する指導の充実に向けては、児童・生徒一人ひとりの実態を適切に把握することが重要であることから、第二次実施計画において開発した「知的障害のある児童・生徒の学習支援のためのアセスメント」の活用を図っていきます。

事業番号 5 教職員等の手話技能向上に向けた取組

都では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、「東京都手話言語条例」を制定し、令和4年9月に施行しました。

本条例第10条に規定された学校における支援を実現するためには、手話に関する高い専門

⁶ 高等部における教育課程の編成の工夫の一つ。生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた数種類の類型を設け、生徒は選択した類型に応じて、当該の類型が設定している各教科・科目（知的障害特別支援学校の場合は各教科）を履修する。

⁷ 知的障害が軽い生徒を対象に、生徒の職業的自立と社会参加に向けて必要な専門的職業教育を行うことを目的とする学科

⁸ 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、基礎的な職業教育を実施し、職業生活に必要な職務を遂行する能力を開発・伸長することを目的とする学科

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

性を有する手話通訳士等による指導が有効であることから、令和5年度から、都立聴覚障害特別支援学校において、教職員の手話技能向上のための校内研修や、保護者向けの手話講習会等に、講師として手話通訳士等を招へいする活動に取り組んでいます。

(2) 自ら望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実

事業番号 6 キャリア教育の充実

学習指導要領では、キャリア教育⁹について、特別活動を要として、学校の教育活動全体を通して適切に行うことを示しています。

児童・生徒一人ひとりが、将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会的・職業的に自立していくためには、学ぶこと・働くこと・生きることについて考え、それらの結び付きを理解することや、多様な他者と協働しながら、自分なりの人生を作っていく力を育むことが大切です。

このため、都立特別支援学校の各段階を通して、これらの資質・能力を育成するキャリア教育に、計画的・系統的に取り組んでいく必要があります。

都教育委員会では、都立特別支援学校の小学部、中学部及び高等部のそれぞれにおける学習や生活を振り返って蓄積していくことにより、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させることができるよう、児童・生徒が学習活動を記録し、蓄積する教材である「キャリア・パスポート」¹⁰の活用を進めています。

障害のある児童・生徒等の自立と社会参加を進めていくには、都立特別支援学校と保護者が協力してキャリア教育を推進することが重要です。高等部卒業後の進路や生活について保護者の知識や理解を深めるため、年2回程度、保護者向けにキャリア教育理解推進セミナーを実施しています。令和3年度以降は、東京労働局と連携し、「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」の一環として継続しています。

また、会場開催に加えてオンデマンドによる動画配信を行い、より多くの保護者等に対して理解啓発を図っています。

都教育委員会では、今後も東京労働局と連携し、中学校の特別支援学級の保護者・教員に加え、就学前や小学校の保護者・教員などへ対象を拡大するとともに、都立特別支援学校の見学会を実施するなど、内容・方法を工夫しながらセミナーを継続していきます。

事業番号 7 職業教育の充実

障害のある生徒の自立と社会参加を促進するためには、職業的自立が重要であることから、都立特別支援学校の高等部においては、生徒の障害の状態や程度に応じて、職業教育の充実を図り、生徒一人ひとりが自己の進路や職業についての理解を深め、多様な進路先の中から将来の進路を主体的に選択し、決定できる能力を育成してきました。

今後も、生徒が進もうとしている進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成することができるよう教育課程の改善・充実を図り、適性に応じた進路選択につなげていく必要があります。

⁹ 児童・生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識できるようにするとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す教育のことを指す。

¹⁰ 児童・生徒が自らの学習状況や日常生活の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫した教材のことであり、令和2年4月から全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において活用されている。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

これまで、都立知的障害特別支援学校の高等部普通科では、清掃や喫茶接客サービスに関する専門家から助言や支援を受けながら職業技能検定を実施し、生徒が課題に向けて自ら取り組むための工夫を図ってきました。また、教員の指導力の充実に向け、令和2年度には清掃技能検定の指導のポイントをまとめたDVDを、令和5年度は喫茶接客サービス技能検定の指導のポイントをまとめた資料を作成し、都立知的障害特別支援学校に周知しました。今後、これらの技能検定を継続していくとともに、他県等の取組について情報収集するなどしながら、卒業後の関係団体との連携や新たな技能検定の検討など検定の在り方を工夫し、更に充実させていきます。

また、都立知的障害特別支援学校の高等部就業技術科・職能開発科では、生徒の実態や進路希望が多様化してきていることに加え、社会で求められる人材が変化してきていることから、教育課程編成方針の見直しを含む検討を行うなど、知的障害の程度が比較的軽い生徒に対する教育の充実を図っていきます。

さらに、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校の高等部においては、普通科の教育課程に類型や系¹¹を設けたり、生徒の進路希望に応える科目を設けた専攻科の教育課程を工夫したりするなど、卒業後の職業生活を想定した教育の充実を図ってきました。

今後も、社会情勢等を踏まえ、生徒の多様な進路希望に応えられるよう、教育内容の更なる見直し・充実を図っていきます。

事業番号 8 進学指導の充実

都立特別支援学校の高等部には、大学への進学を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、教科指導の充実や進学に向けた進路指導、大学との連携強化といった進学支援に努めていく必要があります。

これまで、都立特別支援学校においては、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく大学等への進学に向けた指導や各種検定（漢字、数学、英語等）の受検への取組を充実するとともに、大学等への入学後の生活が充実するよう、個別移行支援計画¹²を活用して、大学等における必要な支援につなげてきました。

特に、大学進学を目指した中高一貫型聴覚障害特別支援学校である中央ろう学校においては、生徒が学習支援アプリケーション等の効果的な活用に習熟し、自らの課題や目標に応じた学習に主体的に取り組めるようにするなど、デジタルを活用した進学指導の一層の充実に取り組んできました。

今後も、生徒のニーズに応じて、都立高校等や大学などとの連携を更に強化しながら、進学に向けた指導の充実を推進していきます。

¹¹ 障害の状態や進路等を考慮し、目的や目指す進路ごとに教育課程を編成することを「教育課程の類型」という。都立聴覚障害特別支援学校の高等部では、類型を更に細分化した「系」を設け、それぞれの目指す進路に応じた教育課程を編成している。

¹² 卒業後の職業生活や地域生活への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施し、学校から地域の関係機関に円滑に引き継ぐための計画

2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化

事業番号 9 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画に基づき、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する久我山青光学園を設置するなどの再編整備により都立視覚障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進め、現在4校が配置されています。

今後も、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、現在の配置規模を維持していきます。

イ 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画に基づき、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する立川学園を設置するなどの再編整備により都立聴覚障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進め、現在4校が配置されています。

今後も、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も現在の配置規模を維持していきます。

なお、大塚ろう学校の3分教室(永福・城東・城南)においては、乳幼児の通学負担等を考慮し、幼稚部については入学者数にかかわらず存続させるとともに、小学部については、集団による教育活動の確保が重要であることから、新入生が2年続けて3名に満たない場合には、それ以降の募集停止を検討します。

事業番号 10 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 普通教室の確保

都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、令和4年度には立川学園、令和6年度には八王子南特別支援学校を開校するなど、これまでも都立知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進めてきました。

しかしながら、今なお、普通教室の確保を目的に、特別教室の転用や、間仕切りによる対応を行っている学校があります。

また、知的障害教育部門においては、今後も児童・生徒数の増加傾向が継続していくと見込まれており、引き続き、教育環境の充実に向けた一層の取組の推進が求められています。

教育環境の充実に向けた普通教室の確保に当たっては、特別支援学校の新設や校舎の増改築に加えて、通学区域の調整、可動式間仕切り教室の活用など多様な手法を組み合わせ、迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

イ しいの木特別支援学校の閉校及び分教室の設置

障害児入所施設を利用している児童・生徒が在籍するしいの木特別支援学校については、令和6年度末に閉校した上で、在籍者全員が卒業又は転出するまでの間、中野特別支援学校を本校とする分教室を設置し、希望する者については引き続き通学することを可能とします。

事業番号 11 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置

ア 肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置

第三次実施計画に基づき、平成29年度に、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する光明学園を開設するとともに、令和2年度に、南花畑特別支援学校と城北特別支援学校を発展的に統合し、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する花畑学園を開設しました。

都立肢体不自由特別支援学校については、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も適正な規模に応じた配置を進めていきます。

イ 病弱特別支援学校の適正な規模と配置

東京都特別支援教育推進計画に基づき、平成24年度に知的障害教育部門と病弱教育部門を併置する武蔵台学園を設置するとともに、平成29年度には都立肢体不自由特別支援学校のうち、病院内分教室を有し、かつ、病院訪問教育の実績を有する4校に、病弱教育部門を設置し、病弱教育の位置付けを明確にするなど、病弱教育部門を再編しました。

都立病弱特別支援学校は、病弱教育部門の再編により、現在5校が配置されており、うち4校を病院訪問教育の拠点校として指定しています。一方で、平成29年度時点では、教員の移動時間の影響を考慮して拠点化が見送られた多摩地域南西部において病院訪問教育の要請が増えており、病弱教育部門を設置していない肢体不自由特別支援学校が対応する事例が数多く見られています。そのため、在籍者数に関する将来推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後、多摩地域南西部においても病弱教育部門の設置や病院訪問教育の拠点校の指定等が必要か、検討を進めていきます。

事業番号 12 島しょ地域における特別支援学校の分教室の在り方

都教育委員会では、令和3年度にモデル事業として設置した青島特別支援学校八丈分教室の効果検証等を行うため、令和5年度に島しょ地域における特別支援学校分教室のあり方検討委員会を設置しました。本委員会において、併設する八丈高等学校との交流及び共同学習の実施による共生社会の理解促進に向けた取組や、島内関係機関との連携による充実した就業体験・現場実習等の実施により、八丈分教室における教育内容について十分な特色が発揮されていることなどが報告されました。こうした成果を踏まえ、令和6年度から八丈分教室を正式に分教室として位置付けることとしました。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

また、本委員会では、島しょ地域における分教室設置に関する考え方を整理しました。既設の都立高等学校との併設により、適切な学習環境を整えることができること、併設する都立高等学校と分教室が、教職員や施設面等において、相互理解の下、円滑な協力関係を構築できること、設置後数年間にわたり1学年に複数人の生徒入学があり、全学年に学級を設置することが継続的に見込まれること、の3点を示し、この考え方を一つの目安として設置を検討するよう提言しています。

今後、島しょ地域における都立知的障害特別支援学校高等部の分教室の新規設置については、上記提言の趣旨を踏まえ、検討することとします。

事業番号 13 施設整備計画

これまで、東京都特別支援教育推進計画及び東京都特別支援教育推進計画(第二期)で示した施設整備計画に基づき、特別支援学校の新設や増改築を実施してきました。

第三次実施計画における新たな施設整備計画の策定に当たっては、最新の在籍者数の将来推計を踏まえつつ、施工条件の精査等に基づく工期の変更等を反映させていきます。

都教育委員会では、この計画に基づき、関係諸機関と連携の上、計画的に施設整備を進めていくこととします。

(2)多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進

事業番号 14 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援

視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対し、早期からの支援を適切に行うことは、その後の社会性を獲得する上で大きな意義があります。

視覚障害のある乳幼児に対しては、触察¹³経験等を豊かにする教育的支援や、保有する視力を最大限に活用する能力を育てる支援等が有効であり、また、聴覚障害のある乳幼児に対しては、多様なコミュニケーション手段の習得に関する教育的支援や、保有する聴力を最大限に活用する能力を育てる支援が有効であるとされています。

このため、幼稚部を設置する都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、乳幼児教育相談や専門家・機関と連携した支援を実施するなど、早期からの支援を実施してきました。

また、地域の小・中学校と連携し、視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒等に対する就学支援や就学後の支援も実施しています。

近年、新生児聴覚スクリーニング検査の普及に伴い、聴覚障害の早期発見が進む中、都立聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育相談が保護者の不安を受け止め、適切な支援を提供する場所として認知、利用されるようになったことで、相談件数が増加傾向にあります。このため、言語聴覚士¹⁴等の外部専門家の更なる活用を図るなど、早期からの支援を拡充していきます。

なお、東京都福祉局では、令和6年3月に、難聴児支援のための中核的機能として東京都難聴児相談支援センターを開設しました。難聴児及びその家族等からの相談に応じ、助言や情報提供等の支援を行うとともに、区市町村、療育機関、保育所等の職員への研修など地域での対応力の強化や、都立聴覚障害特別支援学校や児童発達支援センター等との連携を行い、切れ目ない難聴児支援の充実に取り組んでいます。

今後も幼稚部を設置する都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、早期教育の拠点としての機能を発揮し、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対する支援を行っていきます。

事業番号 15 職能開発科の設置の推進

都教育委員会では、都立知的障害特別支援学校高等部に、職業教育を主とする専門学科として、知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科や、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を設置し、生徒の企業就労を促進してきました。

就業技術科については、東京都特別支援教育推進計画において、都立知的障害特別支援学校5校に設置することで全都的な体制整備を実施しました。

職能開発科については、それぞれの地域で基礎的な職業教育を受けられるよう、配置 balan

¹³ ものに触れて(さわる、なぞる)、そのものの形状(大きさ、形、感触 など)を理解すること。

¹⁴ 聴覚障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害という問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処方法を見いだすために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言その他の援助を行う専門家

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

ス等を考慮した上で、第一次実施計画において、既設の2校(足立特別支援学校及び港特別支援学校)に加えて6校に新たに設置し、計8校とすることとしました。平成30年度には江東特別支援学校、令和3年度には東久留米特別支援学校、令和5年度には青鳥特別支援学校、令和6年度には練馬特別支援学校及び八王子南特別支援学校に職能開発科を設置しています。今後設置に向けた調整を進め、都内8校に職能開発科を設置します。

これにより、就業技術科と職能開発科を都内に計13校設置し、全都的な体制を整備することで、知的障害のある生徒の企業就労を更に促進していきます。

事業番号 16 強度行動障害に対する教育活動の展開

強度行動障害は、自分自身や他者に対して危険な行動を頻繁に行う状態で、重度の知的障害を伴う自閉症の児童・生徒に生じやすいと言われています。特別支援学校に通う児童・生徒の中には、福祉制度上の判定を受けていないが、強度行動障害の状態が表れている場合もあり、各学校は、家庭や医療、療育等と連携しながら障害特性に応じた指導や対応を行っています。

都教育委員会では、これまで各特別支援学校が積み重ねてきた効果的な指導事例を基に、強度行動障害の児童・生徒への指導や対応の基本的な考え方をまとめ、令和5年度に指導資料「強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方」を発行しました。

今後も、本資料を活用しながら、強度行動障害の児童・生徒に対する指導の一層の充実を図っていきます。

(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実

事業番号 17 盲ろう重複障害への対応に係る外部専門家の活用

視覚と聴覚の障害が重複した盲ろうの児童・生徒への教育においては、教員が触手話や指文字など盲ろう者が用いる様々なコミュニケーション手段を学び、指導力を向上させることが重要であり、そのためには、研修等における外部専門家の積極的な活用が有効です。

そこで、都教育委員会では、令和5年度から知見を有する研究者や実務経験者等の外部専門家による定期的な校内研修を実施するなど、盲ろうの児童・生徒が在籍する都立特別支援学校における取組を支援しています。

この取組により、教員の指導スキルを高め、盲ろうの児童・生徒への教育の質を向上していきます。

事業番号 18 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施

都立知的障害特別支援学校では、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、専門家を導入し、教員と連携した指導体制を構築しています。

具体的には、心理的ケアの充実や、コミュニケーション能力の向上、作業学習¹⁵の充実等、社会的自立に向けた指導の質を向上するため、発達段階に応じて、心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士¹⁶等の専門家からの指導・助言を教員が受けられる体制を整え、それぞれの専門領域に基づいた指導・助言を活用することで、効果的な指導につなげています。

今後も、児童・生徒の将来の自立と社会参加を見据えて、専門家を積極的に活用し、都立知的障害特別支援学校における指導の充実を図っていきます。

事業番号 19 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立

都立肢体不自由特別支援学校では、介護の専門家として学校介護職員¹⁷を導入し、教員と学校介護職員が協働した指導体制を構築しています。

各学校においては、児童・生徒数に応じて必要となる学校介護職員の配置が可能となっており、児童・生徒の安全を確保しつつ、教員が授業づくりに専念できる体制が整備されています。

今後も、教員と学校介護職員が協働した指導体制を維持し、都立肢体不自由特別支援学校における教育内容・方法の充実を図っていきます。

¹⁵ 知的障害特別支援学校や知的代替の教育課程で実施できる各教科等を合わせた指導の形態の一つで、作業活動を中心にしながら、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学び、児童・生徒の働く意欲を培い、任された役割を遂行する態度等を身に付けるために行う学習。作業学習で取り扱う作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、食品加工、事務・サービス、清掃など様々である。

¹⁶ 身体又は精神に障害のある者又はそれが予測される者に対して、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行う専門家

¹⁷ 都立肢体不自由特別支援学校において、児童・生徒の学校生活を充実させる介護の仕事を行う職員

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

事業番号 20 専門家を活用した自立活動の充実

自立活動では、個々の児童・生徒等の障害の状態や発達段階等に応じた指導を実施することが重要であり、その際に、医療関係者をはじめとした専門家の知見を活用することが有効であるため、都教育委員会では、都立特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実を図る観点から、理学療法士¹⁸等の専門家の活用を進めています。

また、自立活動を主とする教育課程の児童・生徒等の個別指導計画を作成する際には、複数の分野の専門家からの意見を聴取して、その意見に基づき指導の重点を明らかにすることで、児童・生徒等への適時・適切な支援が可能となることから、個別指導計画を複数の分野の専門家が連携して作成するよう促しています。

今後も、都立特別支援学校の自立活動において、専門的な知見に基づき児童・生徒等の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施できるよう、専門家を積極的に活用するとともに、自立活動を主とする教育課程の児童・生徒の個別指導計画を複数の分野の専門家と連携して作成するよう促していきます。

事業番号 21 スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実

都立特別支援学校では、学級担任を中心とする校内の相談体制を構築してきました。一方、SNS等により児童・生徒の交友関係や情報共有の場が広がり、それに伴い個々の児童・生徒の悩みや不安などが更に多様化する状況において、教員以外への相談体制についても充実が求められるようになってきました。

そのため、令和4年度から、都立知的障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校にスクールカウンセラー¹⁹を配置する3年間のモデル事業を実施し、いじめ防止等に資する対応や、教育相談体制の一層の充実を図ってきました。

このモデル事業により、知的障害が比較的軽度である就業技術科・職能開発科の生徒及び聴覚障害のある生徒に対しては、一人ひとりの悩みに即した適切な相談対応を行えることが分かりました。これらの実績を踏まえ、令和6年度には、視覚障害特別支援学校においても、モデル配置による検証を行っています。

今後、都立特別支援学校におけるスクールカウンセラーの活用の有用性について更に検討していきます。

あわせて、都教育委員会に設置している都立学校「自立支援チーム」²⁰が、都立特別支援学校

¹⁸ 身体に障害のある者に治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激、温熱、その他の物理的手段を加えたりして、主として基本的運動能力の回復及び運動器（骨、関節、筋）の疼痛軽減、変形の矯正と予防などの基本的な運動機能の向上を目的とした理学療法を実施する専門家

¹⁹ いじめ、不登校、問題行動の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、子育てに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助など、児童・生徒の心の問題に関して深く、広範囲な活動を職務として学校に派遣する専門職のこと。高度に専門的な知識や経験が必要であることから、臨床心理士、精神科医、大学の心理学系の教員の資格を有する者等を要件として公募し、派遣している。

²⁰ 自立支援チームはユースソーシャルワーカー、ユースソーシャルワーカー（主任）等で構成され、面談等を通じた生徒の状況把握や助言、教員等と連携したケース会議の実施、児童相談所等の関係機関と連携した福祉の支援など、生徒一人ひとりの自立に向けた支援を行っている。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

の要請に応じて福祉等の専門的知識や技術を持つユースソーシャルワーカー²¹を派遣し、引き続き不登校児童・生徒への支援、児童・生徒及びその家族が抱える課題への福祉的支援等に取り組んでいきます。

²¹ ユースソーシャルワーカーは、都立学校(特別支援学校・高等学校)におけるスクールソーシャルワーカーの役割に加え、専門的知識や技術に基づく就労支援の役割も担う職員のこと。支援を要する生徒等に対し、教員が行う社会的・職業的自立に向けた教育活動を福祉及び雇用・就労の立場から支援する。ユースソーシャルワーカー(主任)は、急迫した対応を要する困難なケースに対し、高度な専門的知識や豊かな支援経験を活用し、迅速かつ的確な課題解決を図っている。

3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実

事業番号 22 新たな考え方に基づく施設整備の展開

都教育委員会では、特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、都立特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安とするため、「特別支援学校施設整備標準」²²を定めて施設整備の充実に努めてきました。

一方、知的障害教育部門においては、今後も児童・生徒数の増加傾向が継続していくと見込まれており、引き続き、教育環境の充実に向けた学校の新設、増改築等に伴う普通教室の確保などが求められています。

しかし、特に都心部においては、新設や改築を行うための学校用地に適した十分な大きさの土地を確保することが課題となっています。

そこで都教育委員会は、令和6年度に、限られた土地の有効活用と教育環境の充実との両立を図ることを目的に「東京都立特別支援学校の施設整備等在り方検討委員会」を設置し、主に次の事項について検討を行っています。

- ① 知的障害特別支援学校の高層化
- ② 特別支援学校施設整備標準に定める普通教室面積の弾力的な取扱い
- ③ 中庭等を活用した小規模・分散型による屋外運動場の設置
- ④ 児童・生徒数の増加に応じた緊急・一時的な増築棟の設置
- ⑤ 在校する児童・生徒数の増減や多様な学習内容に対応できる柔軟な教室の設置

事業番号 23 老朽校舎の改築・大規模改修

都立特別支援学校に通う児童・生徒等の安全・安心を確保し、良好な教育環境を維持するために、必要な施設・設備の整備や校舎等の維持更新を計画的に進める必要があります。

このため、建築年数や劣化状況及び都立特別支援学校における施設上の課題等を考慮した計画的な維持更新を実施してきました。今後も、老朽校舎の改築・大規模改修を着実に実施し、多様な児童・生徒等に対する様々な教育の実施に向け、都立特別支援学校の特色や機能を十分に発揮できる施設整備に取り組んでいきます。

なお、改築等に際しては、国の設置基準等を踏まえつつ、都の施設整備標準に基づき、必要な教育環境の整備を進めていきます。

²² 特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において、特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安となることを目的として、都教育委員会において策定したもの。特別支援学校の新築、改築及び増築工事において適用し、改修工事においては準用する。

事業番号 24 省エネ・再エネの推進

都教育委員会では、都立特別支援学校の新築・改築等に当たり、「省エネ・再エネ東京仕様」²³等に基づき、太陽光発電設備の設置やLED照明の整備等を進めるとともに、「東京都グリーン購入ガイド」に基づく電気購入により、100パーセント再生可能エネルギーを使用しています。

地球温暖化対策など環境配慮の必要性が高まる中、再生可能エネルギーの利用等による電気使用量やCO₂排出量の更なる削減など、環境負荷の一層の低減に向けた学校づくりが求められています。

このため、都立特別支援学校における電力使用量とCO₂排出量を削減するため、引き続き「省エネ・再エネ東京仕様」を適用し、再生可能エネルギーの利用や設備の省エネルギー化を進めていきます。都立特別支援学校の新築や改築、大規模改修の工事を実施する際には、再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、校舎屋上に太陽光発電設備を整備するとともに、照明設備を原則としてLED照明とし、高効率空調機を整備するなど、設備の省エネルギー化を進めていきます。

事業番号 25 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実

都教育委員会では、都の生活文化スポーツ局と連携して、障害者等が身近な地域でスポーツに親しめる場を提供するとともに、障害や障害者スポーツへの理解促進と普及を図るため、障害者スポーツの拠点の一つとして、都立特別支援学校の体育施設（体育館、グラウンド等）の環境整備を推進しています。令和6年度においては、33校の体育施設を対象としています。

今後も都の関係各局と連携し、より多くの障害者や障害者スポーツ団体等が地域において障害者スポーツを楽しめるよう、都立特別支援学校の環境整備を推進していきます。

²³ 「2030年までに2000年比で東京の温室効果ガス排出量を30%、エネルギー消費量を38%削減する」という目標の達成に向けた率優先的取組として、都有建築物の改築等において、建築物の熱負荷の低減、最新の省エネ設備、多様な再エネ設備の導入等により、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的として都が適用している仕様(令和5年1月に改正)

(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備

事業番号 26 児童・生徒の通学環境の改善(スクールバスの充実)

都教育委員会では、令和6年度、都立特別支援学校54校にスクールバスを配車しています。スクールバスの運行に当たっては、児童・生徒等の通学負担の軽減を図るため、運行時間の短縮に努めています。

特に、肢体不自由のある児童・生徒の中には、体温調節が困難な児童・生徒もいるため、長時間の乗車は可能な限り避けることが望ましいことから、都立肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの平均運行時間を60分以内とすることを目標としており、令和6年度の平均運行時間²⁴は54分となっています。引き続き、車両の小型化による増車やコース設定の工夫等により、乗車時間の短縮を図っていきます。

あわせて、スクールバスを安心・安全に運行するため、スクールバス安全運行支援員を配置し、バスの運行管理や、児童・生徒の障害の特性や車内における配慮事項等を把握して添乗員への支援等を行っています。また、バス事業者への研修の実施や、事業者等を対象にした運行の手引きの作成、注意喚起等を実施し、安心・安全な乗車環境を確保していきます。

事業番号 27 医療的ケア児への支援の充実

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア児が増加傾向にある中、都教育委員会では、都立特別支援学校において、医療的ケアの実施体制を整備し、安全な教育環境の確保に努めてきました。

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されたことも踏まえ、児童・生徒等の自立を図るためにも、保護者の付添いなく都立特別支援学校で医療的ケアを実施できる体制について、引き続き検討を進めるとともに、医療的ケアに関する様々な課題への対応策を検討・実施していく必要があります。令和6年度から医療的ケア実施項目に排痰補助装置の使用を新たに加えるなど、医療技術の進歩を「都立学校における医療的ケア実施指針」に反映させました。

今後も、都立特別支援学校における医療的ケア児に対する支援を充実していきます。

ア 医療的ケアの実施体制の整備

医療的ケア児を支援するため、平成29年度に都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校にも非常勤看護師²⁵を配置しました。

また、平成30年度からは都立肢体不自由特別支援学校全校に、令和2年度からは都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校の一部に主任非常勤看護師²⁶を、令和4年

²⁴ 各スクールバスに始発から乗車する児童・生徒の乗車時間の総和÷バスの台数

²⁵ 看護師資格を有し、児童・生徒への医療的ケアの実施及び医療的ケアに関する教職員等への指導・助言を実施する者

²⁶ 非常勤看護師の業務に加えて、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアの実施、校内の医療的ケアの全体状況の把握等の常勤看護師の補佐業務を実施する者

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

度からは都立肢体不自由特別支援学校を中心に総合非常勤看護師²⁷及び医療的ケア専門員を配置するなど、医療的ケアの実施体制の充実を進めています。

今後は、新たに医療的ケアを開始する都立特別支援学校の円滑な実施に向けた支援を行うための看護師の更なる確保・育成を図るとともに、都立肢体不自由特別支援学校での医療的ケア児の増加を受け、学校介護職員による医療的ケア実施の一層の推進を図ります。

また、医療的ケア運営協議会²⁸を活用し、医療的ケアに関する課題を検討し、都立特別支援学校における医療的ケアの充実に向けて取り組んでいきます。

イ 学校看護師の確保拡充策及び校内の医療的ケア実施体制の強化

医療的ケア児が増加傾向にあるとともに、令和6年度から、校外学習に対応する看護師を配置する体制支援を新たに開始するなど、実施者である看護師の需要は更に高まり、その確保は喫緊の課題です。

都教育委員会では、看護師の確保に向け、仕事の魅力を発信する採用サイトの開設やインターネット広告の活用、関係機関と連携した就職相談会へのブースの出展など、様々な取組を行っています。

今後も学校と連携し、各校に募集広告を設置するなど、看護師の確保に努めていきます。

ウ 人工呼吸器の管理

人工呼吸器の管理については、近年の医療技術の進歩により、医師の詳細な指示がなくても看護師が取り扱い可能な医療機器が普及してきたことから、平成30年度から2年間にわたって、人工呼吸器の管理を適切に実施するための校内体制や実施方法等を検討するモデル事業を実施しました。

また、令和2年度からは、モデル事業の成果を踏まえ、人工呼吸器の管理を行う際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、実施する都立特別支援学校に主任非常勤看護師を増員するなど、安全な実施に向けた体制整備に取り組み、一人ひとりの子供の状況を確認した上で、順次、校内での保護者の付添いをなくしています。

今後、人工呼吸器を使用する児童・生徒の増加が見込まれ、各都立特別支援学校で複数名の児童・生徒に適切に対応することが重要となることから、対象となる児童・生徒の安全の確保を第一に、人工呼吸器の管理を適切に実施していきます。

エ 胃ろうからの給食の注入

胃ろうからの初期食の注入については、自然食材からの栄養摂取による健康の保持や、皆で同じ給食を楽しむ食育の充実等を目的として、初期食の注入を行う際の条件や留意点等をまとめた「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」を令和2年度末に策定しました。令和3年度以降、準備の整った都立肢体不自由特別支援学校から、順次初期食

²⁷ 非常勤看護師の業務に加えて、専用通学車両乗車時の医療的ケア及び医療的ケアに関する近隣の都立学校への支援を実施する者

²⁸ 教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会で、都立学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制の整備に向け、実施体制の点検、課題の把握と解決策の検討等を行っている。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

の注入による給食の提供を実施しています。

令和6年度からは食育の更なる推進の観点などから、経口摂取と胃ろうからの注入の併用、一品ずつの注入を都立肢体不自由特別支援学校で開始しました。令和6年度以降も、都立肢体不自由特別支援学校で引き続き実施するとともに、一人でも多くの児童・生徒に安全な注入ができるよう、対象となる児童・生徒の条件や食物アレルギー対応、厨房の体制、校内体制の確立等など、実施方法について検討していきます。

オ 医療的ケア児専用通学車両の運行

スクールバスの車内での医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学については、車内での安全な環境確保が難しいことから保護者の送迎に委ねられていましたが、医療的ケアを必要とする児童・生徒の学習機会の確保と通学保障のため、平成30年度から、都立肢体不自由特別支援学校において、看護師が同乗する専用通学車両の運行を開始しました。

しかし、乗車中の医療的ケアを行う看護師が不足する状況が続いており、看護師等の人材確保を強化する必要があります。

このため、看護師の勤務形態の拡充や、専用通学車両乗車時の報酬単価の引き上げ、学校内で医療的ケアを担う看護師以外の職の新設などにより、既に在職している看護師の専用通学車両への乗車を一層促していきます。

また、肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校等にも車内での医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍していることから、都立知的障害特別支援学校や知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校の知的障害教育部門において、看護師が同乗する専用通学車両の乗車対象とし、車両を運行するモデル事業を令和4年度から2年間実施しました。モデル事業での検証を踏まえ、令和6年度から都立知的障害特別支援学校及び肢体不自由教育部門を併置する学校の知的障害教育部門を対象に加えて運行を開始するとともに、新たに聴覚障害教育部門に在籍する児童・生徒を対象にモデル事業を実施しています。

こうした取組に加え、児童・生徒が障害の状態等により専用通学車両への乗車が困難で、電車やバス、自家用車等による通学ができない場合には、通学手段として利用する福祉タクシー等に係る交通費を就学奨励事業により支援しています。

カ 医療の専門的知見の活用

都教育委員会では、主治医が作成する医療的ケア指示書に基づき、医療的ケアを安全かつ適切に実施できるよう、学校における医療的ケアの実施環境等を勘案し、安全を確保する立場から指導・助言を行う指導医を都立特別支援学校が委嘱できるようにするとともに、常勤看護師の配置に加え、主任非常勤看護師、総合非常勤看護師及び非常勤看護師を配置してきました。

一方、医療的ケアの高度化・複雑化が進んでいることから、保護者や主治医と、都立特別支援学校や指導医が、学校で実施可能な医療的ケアの範囲について共通理解を図ることの重要性が増しています。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

このため、医療的ケア実施に係る個別課題のうち、新たなケアへの対応など、学校での解決が困難な課題について、主治医・指導医・医療的ケア運営協議会委員である医師の三者による「スクールカンファレンスチーム」を都教育委員会に設置した上で、カンファレンスの中でチームによる「共通意見」を形成し、学校等に助言する仕組みを構築しています。

キ 入学後の保護者付添いの短縮化

医療的ケア児については、入学後、学校看護師等に対処方法などの引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼しています。これまで、医療的ケア児が在籍又は新たに入学する全ての都立特別支援学校において、新入生・在校生を問わず、保護者付添い期間の短縮を図ってきましたが、特に人工呼吸器など、高度な医療的ケアが必要な場合は、付添い期間が長期化するケースが生じています。

このため、令和3年度から2年間、都立特別支援学校において、健康観察等の医療的ケア実施に向けた手順を入学前から行うなど、保護者の付添い期間の短縮に向けたモデル事業に取り組みました。

これを受け、令和5年度からは、対象校を医療的ケア児が在籍又は新たに入学する都立特別支援学校全校とし、本格実施としました。令和6年度からは就学前から児童に関与する医師等が、就学後に学校で医療的ケアの引継ぎを実施する取組を新たに開始し、付添い解消に向けた取組を拡充しました。

また、令和5年度からは、付添いを行う保護者への支援として都立肢体不自由特別支援学校にテレワークブースを設置するなど、保護者の就労継続に向けた取組を進めています。

ク 関係機関等との連携

医療的ケア児及びその家族に対する支援については、医療的ケア児支援法を踏まえ、区市町村、医療、福祉等の関係機関や民間団体等との緊密な連携の下に、切れ目なく行う必要があります。

都教育委員会では、関係部局と連携するとともに、必要に応じて小・中学校における医療的ケアに関する情報提供を区市町村に対して行うなど、支援の充実に取り組んでいきます。

また、医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで、都立特別支援学校が学校外の施設や区市町村と連携することが重要となります。そのため、厚生労働省が定めるガイドラインの内容等を踏まえ、保護者の同意を前提として、個別の教育支援計画等の提供を行うなど情報共有を図るとともに、役割分担の明確化を図るための場を各都立特別支援学校に設置するなど、学校と関係機関等との連携を引き続き推進していきます。

事業番号 28 寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用

都教育委員会では、都立特別支援学校の適正な規模と配置の実施による通学区域の縮小や、スクールバスの整備等による通学時間の短縮によって、通学困難を理由とする入舎対象が著し

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

く減少してきたことを背景として、平成16年度に11舎あった寄宿舎を平成28年度末までに5舎に再編しました。

また、都立特別支援学校に在籍する生徒が、寄宿舎設置校と非設置校の別にかかわらず、寄宿舎施設を活用することができるよう、夏季休業日等の長期休業期間における有効活用を進めてきました。

今後も、通学困難な児童・生徒の通学を保障するため、5舎に再編した寄宿舎を適切に運営するとともに、長期休業期間中も寄宿舎を有効に活用し、企業等の協力を得ながら、生徒の集団適応力の向上や学校を超えた交流活動の充実のための取組を実施していきます。

事業番号 29 寄宿舎で生活する児童・生徒の安全・安心の確保

日々の寄宿舎運営において、複数の障害を有することなどにより個別の対応が必要な児童・生徒が一定数いる中で、寄宿舎指導員の負担を軽減するとともに、子供の安全・安心を確保していくことが重要です。

そのため、令和6年度から、希望する寄宿舎にドアの開閉センサーや人感センサー、集音マイク等を配備することに加え、夜間帯における食事や入浴の介助を補助する人材派遣職員を配置しています。

今後、効果検証を行い、一定の成果が見られたシステム類等については、他の寄宿舎にも順次展開していくなど、寄宿舎で生活する児童・生徒の安全・安心を高める取組を推進していきます。

事業番号 30 就学奨励事業による保護者の経済的負担の軽減

特別支援学校に就学する児童・生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な補助を行うことを目的として、保護者等の経済的負担能力に応じて、通学費、教科書費、学用品費、修学旅行費、帰省費等について、保護者等が負担する経費の全部又は一部を国及び地方公共団体が負担しています。

都教育委員会では、令和5年度から、学校から保護者に宿泊を伴う行事への付添いを依頼した場合に、これまで保護者が負担していた保護者の付添いに係る経費について、家庭の収入によらず全額を就学奨励費で負担することとしています。

第2章 (施策の方向性Ⅱ)

小学校、中学校及び都立高校等における 特別支援教育の充実

1 小学校・中学校における特別支援教育の充実

(1) 小学校・中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

事業番号 31 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

小学校や中学校の学習指導要領において、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、特別支援教室や通級による指導を利用している児童・生徒については、学校生活支援シート及び個別指導計画を必ず作成し、活用することが求められています。

小・中学校において学校生活支援シートや個別指導計画に基づく指導と支援の充実を図る上では、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進め、全ての教員がこれら二つの計画についての正しい理解と認識を深めていくことが大切です。

また、特別支援教室や通級による指導においては、担当教員間の連携の取り方を工夫し、個別指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるようにすることも大切です。

その際、これらの作成と活用を当該の児童・生徒を担当する教員や特別支援教育コーディネーターだけが担うのではなく、全ての教員の理解と協力が得られる仕組みを各小・中学校に構築していく必要があります。

そのため、都教育委員会では、区市町村教育委員会の指導主事¹等を対象とした特別支援教育担当指導主事等連絡協議会や教員を対象とした発達障害への理解と支援に関する講習会で、これらの取組の重要性について周知を図ってきました。

引き続き、同連絡協議会などの機会を通じて周知を図るとともに、学校生活支援シートや個別指導計画の活用状況を把握するなどし、好事例を共有できるようにすることで、更なる活用に向けた区市町村教育委員会及び小・中学校の取組を促進していきます。

事業番号 32 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実

都内に設置されている知的障害特別支援学級では、児童・生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科を知的障害特別支援学校の各教科に替えて指導を行っている場合があります。こうした学級では、在籍する知的障害のある児童・生徒が、望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるようにすることが大切です。

小・中学校の知的障害特別支援学級で学ぶ多くの児童・生徒は、中学校を卒業後、都立知的障害特別支援学校高等部へ進学することから、小・中学校と特別支援学校の教育課程が関連性を持ち、学習の成果を積み重ねていけるようにすることが重要です。そのため、都教育委員会ではこれまで、小・中学校の知的障害特別支援学級から都立知的障害特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の在り方について研究を行い、高等部への進学や卒業までを見通した教育課程編成の重要性や具体的な指導計画の作成等について、指導資料や特別支援学級の教育課程

¹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条の規定に基づき教育委員会事務局におかれる職員。学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

に関する講習会等で周知を図ってきました。

特に、都立知的障害特別支援学校高等部では、教科別の指導のほか、「作業学習」のように各教科等を合わせて指導を行うことにより、更に実践的で生活に結び付いた力を育成することを目指した教育課程を編成していることから、中学校の知的障害特別支援学級の指導内容・方法については、特別支援学校高等部における「各教科等を合わせた指導」との関連を意識することも重要です。

第二次実施計画においては、中学校の知的障害特別支援学級において、「各教科等を合わせた指導」について、作業学習を中心に研究を行い、特別支援学級における「各教科等を合わせた指導」の考え方や指導の工夫について、区市町村教育委員会に周知しました。

今後、更に効果的な指導の好事例を収集し周知していくとともに、知的障害特別支援学級における教科指導の在り方についての研究を進め、指導計画作成のポイントなどを整理していきます。また、知的障害特別支援学級の教員や生徒が、都立特別支援学校高等部の学習の様子などを知る機会を設けるなど、中学校から特別支援学校への学習の連続性について共通理解を図る取組についても進めていきます。

第二次実施計画において、都教育委員会では、知的障害者用の文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材を開発しました。本教材を、知的障害特別支援学級においても効果的に活用することができるよう、併せて研究を進めていきます。

事業番号 33 センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上

都教育委員会では、地域の小・中学校等における特別支援教育の推進・充実に向け、区市町村教育委員会や各小・中学校等の要請に応じて、都立特別支援学校が必要な支援を行うセンター的機能を活用した取組を実施しています。平成29年度から令和2年度にかけて、区市町村教育委員会と連携し、都立特別支援学校のセンター的機能により、区市町村教育委員会の指定する知的障害特別支援学級（重点支援校）への支援を計画的・継続的に実施する専門性向上事業を実施してきました。この事業により、指導方法や教室環境の整備等について工夫改善が図られるなど、一定の成果が上がっています。

令和3年度には、こうした工夫改善事例を各校で生かすことができるよう、専門性向上事業の成果報告書を作成し、全ての区市町村教育委員会へ配布しました。また、重点支援校以外の小・中学校にも、都立特別支援学校のセンター的機能による支援の成果を広く普及・定着させていくため、都立特別支援学校の指導教諭や特別支援教育コーディネーター、小・中学校の特別支援学級教員を対象とした研修を実施しました。

また、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校と小・中学校の弱視及び難聴通級指導学級においては、児童・生徒への早期支援や巡回相談等の実施により、連携を図っています。

今後も、センター的機能専門員が区市町村立小・中学校を巡回し、センター的機能の活用についての助言等を通じて、引き続き全区市町村教育委員会及び小・中学校に対し、専門性向上事業の成果の周知・普及を図り、センター的機能の一層の活用を促進していきます。

事業番号 34 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援

区市町村教育委員会が就学相談を進めるに当たっては、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、区市町村教育委員会や学校等と教育的ニーズ、必要な支援等について合意形成を行うことが求められます。そのため、就学する予定の幼児が在籍している幼稚園、保育所、療育機関等の就学前機関との緊密な連携や、保護者への適切な情報提供が必要です。

都教育委員会では、これまで幼稚園や保育所、小学校等の関係者向けの就学相談講習会や就学前機関からの要請による保護者相談会を実施してきたほか、就学相談ガイドブックを作成して、都内の幼稚園、保育所、療育施設等に通所している幼児の保護者に配布し、就学相談の流れや学びの場の紹介などの情報提供をしてきました。

今後もより多くの幼稚園や保育所、小学校等の関係者や就学前段階の保護者を対象として、都立特別支援学校へ就学した後の生活に加え、都立特別支援学校の高等部段階での自立に向けた教育や、高等部卒業後の進路や成人期の生活に関する情報を提供するなど、区市町村教育委員会と就学前機関との早期連携や、就学前段階の保護者の早期支援に向けた体制整備を支援していく必要があります。

引き続き、区市町村教育委員会による就学前機関との早期連携や就学前段階の保護者への早期支援に向けた取組を支援するとともに、今後、幼稚園や保育所、小学校等の関係者への事前アンケート等を活用して、就学相談講習会がニーズに応えた内容となるように充実させていきます。

また、就学相談ガイドブックからアクセスして視聴することができる就学相談に関する動画を研修会等に活用し、多様な学びの場を紹介するなど、より分かりやすい情報の提供に努めていきます。

さらに、新たに区市町村教育委員会と都教育委員会及び都立特別支援学校が協働し、就学前段階の保護者向けに相談会を試行的に実施するなどして、早期からの情報提供を充実させていきます。

(2) 小学校・中学校における発達障害教育の推進

事業番号 35 特別支援教室の円滑な運営

都における発達障害教育は、従来、通級指導学級における指導を中心に行われてきました。通級指導学級での指導は、対象の児童・生徒の多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通うことになるため、在籍校での授業に一部参加できなくなることへの不安や通学の負担、保護者の付添いなどの負担の課題がありました。

こうしたことから、都教育委員会では、発達障害のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送ることができるよう、発達障害教育を担当する巡回指導教員が各校を巡回して指導する特別支援教室の導入を進め、平成30年度には全公立小学校で、令和3年度には全公立中学校で導入が完了しました(都立中高一貫教育校を含む)。

特別支援教室での充実した指導を実現するため、特別支援教室専門員²の配置や教員に対して専門的な助言等を行う巡回相談心理士³の派遣事業、特別支援教室巡回運営指導員⁴(以下「運営指導員」という。)による指導・助言を行っています。

また、令和3年3月には「特別支援教室の運営ガイドライン」(以下「運営ガイドライン」という。)を策定し、周知を図っています。

さらに、運営ガイドラインで必ず実施することとしている発達検査⁵について、実施状況が区市町村によって異なることから、優良な取組事例について区市町村教育委員会と情報共有し、児童・生徒が必要な検査を円滑に受けられるように取り組んでいます。

ア 特別支援教室の運営ガイドラインに基づいた巡回指導の充実

各校が、児童・生徒一人ひとりの実態を把握し、適切な指導目標を設定して指導することで、児童・生徒の困難さの軽減を図ることができるよう、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会の場などを通じて、引き続き運営ガイドラインの周知徹底を図っていきます。

また、運営指導員が小・中学校を訪問し、運営ガイドラインに基づいた指導や助言を行うことで、今後も特別支援教室の運営の充実や、学校全体での取組の充実に向けた支援を行っていきます。

イ 小・中学校特別支援教育指導事例等検索サイトの運用

特別支援教室における指導事例に関する情報並びに特別支援学級や都立特別支援学校の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が共に学ぶ交流及び共同学習の指導事例に関する

² 巡回指導教員や巡回相談心理士の巡回日の連絡・調整、児童・生徒の行動観察や指導記録の作成など、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う職員

³ 児童・生徒が抱える学習面や生活面の困難さについての的確に把握し、巡回指導教員や在籍学級担任に専門的立場から助言する専門家(臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士及び公認心理士)

⁴ 特別支援教室を設置する学校に訪問し、各校の取組や運営状況を把握した上で、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づいた指導・助言や好事例の紹介などを行う都の職員

⁵ 新版 K 式発達検査や WISC-IV 知能検査など、発達の状況等を測る標準化された各種検査を、運営ガイドラインでは「発達検査」としている。なお、自治体が独自に作成した検査等、標準化されていないものは、検査者の主観が入る可能性があることから、発達検査には含めない。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

情報を共有するウェブサイトの運用を通じて、引き続き、各校での優れた取組を自校での取組に生かすことができるよう支援していきます。

ウ 都立中高一貫教育校・附属小学校での取組の充実

令和3年度から都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程に、また、令和4年度には都立立川国際中等教育学校附属小学校の開校に伴い、附属小学校にも特別支援教室の制度を導入しています。

今後も、都内公立小学校・中学校での取組と同様に、特別支援教室での指導や支援の充実を図っていきます。

事業番号 36 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発

令和3年度から、全ての小・中学校において、発達障害のある児童・生徒が在籍する学校で特別な指導を受けることができるようになりました。

都教育委員会では、各特別支援教室での指導の充実に向けて、これまでに開発した児童・生徒の学習上又は生活上の困難さを把握するための「文字の読み書きチェックリスト」や「社会性・行動のチェックリスト」⁶を「運営ガイドライン」に掲載し、区市町村教育委員会や小・中学校へ周知してきました。

今後も、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会や発達障害への理解に関する講習会等において、これらのチェックリストを活用した児童・生徒の困難さの把握や具体的な指導の事例を周知し、各特別支援教室における指導の充実を図っていきます。

また、特別支援教室での指導は在籍学級での指導や配慮と関連付け、児童・生徒が自分自身の特性や必要な支援について、理解しながら学ぶことができるようにしていく必要があります。そのためには、在籍学級との連携も重要です。

第二次実施計画では、学習面や生活面で支援を必要とする児童・生徒に対する指導の好事例を収集し、ホームページに掲載することで、通常の学級における支援や配慮の参考となるようにしました。さらに、読み書きに支援が必要な児童・生徒に対し、デジタルを活用するなどの効果的な指導方法や内容を示したリーフレットを作成しました。

今後、これらのリーフレット等の内容を普及していくとともに、障害特性に応じた支援のポイントをまとめた指導資料の作成や、具体的な事例を講習会で周知することなどを通じ、特別支援教室はもとより、在籍学級での指導の充実も図っていきます。

事業番号 37 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実

発達障害のある児童・生徒は、特別支援教室に入室している場合でも、多くの時間を在籍学級で過ごしています。

⁶ 児童・生徒の障害の特性を把握するためのチェックリスト。「文字の読み書きチェックリスト」では学習に関わる「読むこと」「書くこと」について、「社会性・行動のチェックリスト」では、対人関係やルールの理解、情緒のコントロールの状況などについて把握し、必要な支援について検討する。（「特別支援教室の運営ガイドライン」令和3年3月 東京都教育委員会）

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

発達障害のある児童・生徒が安心して在籍学級で過ごすことができるようにするためには、各小・中学校が在籍学級における支援を検討・実施できるよう、区市町村教育委員会を支援していく必要があります。

こうしたことから、都教育委員会では、令和3年度から、区市町村教育委員会が独自に在籍学級で支援を行う人材を配置する場合や、特別支援教育コーディネーターの業務補助を行う人材を配置する場合に、配置に係る費用を補助する事業を開始し、令和5年度からは、本事業の事務処理等を担当する支援員の配置についても新たに支援の対象としました。

今後も、こうした取組を通じて、区市町村教育委員会による在籍学級で支援を行う人材の配置をさらに促進していきます。

2 都立高校等における特別支援教育の充実

(1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

事業番号 38 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

令和3年度から全ての都立高校等が通級による指導の対象となったことから、より一層、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく適切な指導・支援ができるようにする必要があります。

都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒への個に応じた指導・支援を計画的かつ一体的に充実させていくために、引き続き学校生活支援シート及び個別指導計画の作成と活用を促進していきます。

毎年度開催している都立高校等の教員を対象に実施する高等学校における発達障害のある生徒の支援に関する講習会等で、学校生活支援シート及び個別指導計画の活用方法など、障害のある生徒への支援の在り方について説明し、計画的な指導・支援を実施できるようにしていきます。

事業番号 39 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施

都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒の支援のための介助職員等の配置や、医療的ケアを要する生徒への支援のための看護師の配置等を実施しています。

また、学習の支援として、生徒や保護者からの申出に基づき、学習用デジタル機器や、車いすを利用する生徒用の昇降式机など、障害の特性に応じた機器・備品の導入を実施するとともに、必要に応じてスロープ新設工事や手すり取付工事等を実施しています。

引き続き、生徒や保護者からの申出に基づき、障害の特性に応じた必要な合理的配慮を提供していきます。

また、新入生が、入学後速やかに合理的配慮を受けることができるよう、入学手続後の3月中に聞き取りを行うことで、障害の特性に応じた適時・適切な支援を提供していきます。

さらに、人工呼吸器管理等の高度な医療的ケアが必要な生徒についても適切な対応を図っていきます。

事業番号 40 進路指導の充実

都立特別支援学校では、生徒の就労後の職場定着を図るために、生徒一人ひとりの適性に応じた職種や職場との適合(マッチング)に力を入れています。こうした知見は、都立高校等に在籍する障害のある生徒の職場定着に向けても有用です。そこで、都立高校等と都立特別支援学校

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

の連携の強化を図るために、東京都学校経営支援センター⁷において、都立特別支援学校の進路指導担当教員と都立高校等の進路指導担当教員が参加する、特別な支援を必要とする生徒のための進路指導連絡協議会を開催し、地域の実情に応じた事例を取り上げるなど、情報共有を図っています。

また、東京都学校経営支援センター及び都立特別支援学校が有するノウハウや高い専門性を生かした研修等を実施し、都立高校等に在籍する障害のある生徒の進路指導に関する専門性向上を図っています。

これまでの成果を踏まえつつ、都立高校等と都立特別支援学校との連携を更に充実させるため、引き続き進路指導連絡協議会を定期的に開催するとともに、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターからの事例紹介や、各地区の連絡協議会での事例検討の実施状況を共有し、都立高校等の事例についての情報共有及び意見交換の活発化を図ります。

事業番号 41 長期入院中の生徒に対する学習機会の保障

従前の病院内教育は、病院に入院後、都立特別支援学校に学籍を異動した児童・生徒を対象として実施してきました。

一方で、特に高校生については、編入学に対する抵抗感をもつ場合があり、結果として病院内における教育を受けることが難しい状況となっている生徒もいました。

都内には高度な医療を提供する病院が多くあり、こうした医療機関で治療を受けている高校生も一定数いることから、教育機会を保障することが必要です。

そこで、都教育委員会は、都立高校等に在籍する生徒が、長期入院中に在籍校での学習の継続を希望する場合に、オンラインを活用した授業配信等により、都立特別支援学校に学籍を異動することなく、在籍高校で単位認定を受けられるように支援する事業を、令和6年度に試行実施しました。具体的には、都立小児総合医療センターに入院する都立高校等の生徒を対象に、生徒がタブレット端末等の機器を使用して、入院期間中もオンラインでの対面による課題学習の指導や面談を受けながら、学習することができました。

今後は、令和6年度の試行実施の効果検証を行った上で、支援の充実を図っていきます。

⁷ 校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行うとともに、学校における契約等の事務の集約を行い、経営企画室の経営面の機能強化を図ることにより、都立学校の教育の質的充実を図り、都民の期待に応える学校づくりを実現するため、平成18年4月に3センター（東部・中部・西部）及び3支所（東部支所・中部支所・西部支所）を設置した。「経営支援ライン」による月1回程度の学校訪問を通して、学校の課題を的確に把握し、学校の実態に応じた機動的できめ細かい支援や「業務支援ライン」による庶務、経理、施設等の事務の集約処理を行うとともに、IT化・アウトソーシングにより事務の軽減化及び効率化を図っている。

(2) 都立高校等における発達障害教育の推進

事業番号 42 通級による指導の充実

平成28年12月の学校教育法施行規則の改正により高校における通級による指導が制度化され、平成30年度から施行されました。こうした状況を受け、平成30年度から3年間、都立高校1校をパイロット校に指定し、通級による指導の実践と検証を行ってきました。これらの実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、都独自の仕組みである、外部人材を活用した都立高校等における通級による指導を開始しています。

令和3年度に都立高校等を対象に実施した調査では、全日制課程及び定時制課程の学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒は4,400人、在籍率で換算すると3.4%という回答結果が得られました。どの学校、どの学年、どの学級にも特別な支援を必要とする生徒が在籍するという認識に立ち、各校が生徒一人ひとりに応じた発達障害教育の推進を図っていく必要があります。

そこで、令和6年2月に「都立高校における発達障害教育の手引き～誰一人取り残さない学校づくり～」を策定し、通級による指導の開始に向けた手順等を取りまとめ、公表しました。今後も、都立高校等における通級による指導の更なる充実を図っていきます。

さらに、発達障害のある生徒に必要な支援が行き届くよう、効果的な取組の紹介や校内体制づくりの強化に向けた検討を行っていきます。

事業番号 43 都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの整備

都教育委員会では、都立高校等における通級による指導や通常の授業等での発達障害のある生徒への支援を充実させていくため、都立高校等における発達障害教育を支える仕組みづくりとして「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」(以下「都立版エリアネットワーク」という。)を整備し、令和4年度から運用を開始しました。

都立版エリアネットワークでは、各都立高校等において、生徒の学習上又は生活上の困難さを見極める際や、生徒の障害の特性に応じた指導を行う際に、多くの指導経験などを有する都立特別支援学校が、都立高校等を地区ごとに支援しています。

具体的には、都立高校等における、特別支援教育コーディネーター間の事例等の共有、教職員の発達障害に関する理解の促進、通級を実施する際の指導計画作りや評価の方法、発達障害のある生徒への日々の対応などについて、地区拠点校が、エリアネットワーク拠点校や東京都学校経営支援センターと連携し、電話やメール、直接訪問などにより都立高校等に助言や支援を行っています。

事業番号 44 心理の専門家による相談支援体制の整備

都教育委員会では、発達障害の可能性のある生徒に関して専門的な判断や支援に関する相談

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

ができるよう、都立高校等へ心理の専門家を派遣しています。心理の専門家や通級による指導における外部人材など、校外の専門人材の活用を継続しつつ、都立特別支援学校及び都立高校等が連携し、発達障害のある生徒への総合的な支援につなげていきます。

事業番号 45 学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施

都教育委員会では、都立高校等に在籍する発達障害のある生徒で、学校を離れて特別な指導・支援を受けたいと考える生徒のため、土曜日等の教育課程外に、民間の力を活用して、コミュニケーションなどの高校生活に役立つ特別な指導・支援を行う「コミュニケーションアシスト講座」を平成28年度から実施しています。

講座を受講している生徒が在籍している学校の教員に講座を見学してもらうことや、講座の指導記録を在籍している学校に報告し、指導終了時には在籍している学校を訪問して助言を行うことなどにより、各都立高校等と連携して、生徒の困難さの軽減を図る取組を推進しています。

また、令和3年度からは、生徒のニーズに応えられるよう講座の定員を拡大したほか、令和4年度からは、オンラインを活用した指導を実施しています。

今後は、指導が必要な生徒のうち、学校を離れて支援を受けたいと希望する生徒が、より多く講座に参加して困難さを軽減し、講座で学んだことを学校生活などの実生活で生かせるよう、更なる充実を図る必要があります。

そのため、コミュニケーションアシスト講座を効果的に周知していくほか、これまでの講座の実績や受講した生徒の意見などを参考に、講座の内容の充実を進めていきます。

また、都立高校等の校内での支援の充実を図れるよう、講座における指導・支援の実績や効果などに関わる学校への報告と助言を引き続き実施します。

事業番号 46 キャリア支援プログラムの実施

都教育委員会は、令和5年度から、発達障害等のある都立高校等の生徒に対し、民間企業と連携し、就労や進学を見据えた学習やインターンシップを実施しています。この取組を通じ、就労で生かせる自分の強みや課題について自覚を促すとともに、在学中にその強化や改善に向けた指導等を行い、将来希望する進路の実現につなげられるよう支援していきます。

事業番号 47 通級による指導の指導内容の充実

都教育委員会では、様々な人と関わる方法を学ぶことができる副教材「マイ・ライフ・デザイン」を作成し、都立高校等に配布しています。

都立高校等が「マイ・ライフ・デザイン」を授業等で活用することで、対人関係やコミュニケーション、障害に関する理解や社会性の向上を図ってきました。

「マイ・ライフ・デザイン」は、都立高校等の通級による指導において活用することも有効であるため、指導内容や方法等を周知するための連絡会で「マイ・ライフ・デザイン」を活用した事例

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

を共有することなどを通じ、通級による指導の円滑な実施につなげていきます。

また、「マイ・ライフ・デザイン」を都教育委員会のポータルに掲載し、通級による指導だけでなく発達障害のある生徒の指導の場面で、いつでも活用できるようにしています。都立高校等において「マイ・ライフ・デザイン」を授業や進路指導の場面で活用し、通級による指導が必要な生徒に対しての具体的な取組を進めるとともに、校内研修に活用するなどして、教員の資質・能力の向上につなげていきます。

事業番号 48 発達障害教育に対する教員の理解推進

都立高校等において、通級による指導や教育課程外での特別な指導・支援を実施していくに当たっては、都立高校等の教員が、特別支援教育全般や発達障害の特性に関して十分に理解する必要があります。そのため、発達障害のある生徒に対する在籍学級での支援や通級による指導の事例を取り上げた講習会を継続して実施し、都立高校等の教員の専門性向上を図っていきます。

事業番号 49 都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施

これまで、東京都学校経営支援センターにおいて、都立高校等の発達障害の理解に関する実践事例の報告や都立特別支援学校との情報交換等を行う「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を開催し、発達障害のある生徒への指導と支援についての情報交換・情報共有を進めてきました。

都立高校等で指名されている特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上を図るためには、都立高校等と都立特別支援学校との連携を更に充実させる必要があります。

そのため、「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を継続して実施するとともに、この協議会の場において、都立特別支援学校が都立高校等に対して行った困難な相談事例への対応状況なども共有することなどにより、都立高校等における通級による指導を支援します。

第3章 (施策の方向性Ⅲ)

変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

1 変化する社会において自立して生きるための力の育成

(1) インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組

事業番号 50 特別支援学校と都立高校等の協働的な取組

多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現には、障害のある子供と障害のない子供が共に学び、体験し、相互理解を深めることが重要です。そのため、令和6年度にインクルーシブな教育を推進するための体制整備に関する検討を行う協議会を設置し、都立特別支援学校と都立高校等が協働して日常的に交流する環境の整備や、小・中学校におけるインクルーシブな教育の推進等について検討を行っています。

事業番号 51 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究

国の中央教育審議会報告等において、インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件の整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていくことが必要とされています。

都教育委員会では、国の考え方等を踏まえつつ、就学相談機能の充実や、多様な学びの場における教育の充実、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流活動の充実を図ってきました。

令和2年度から令和4年度にかけて、交流及び共同学習の先駆的な取組を行う区市町村教育委員会において実践的研究事業を実施し、取組事例を報告書に取りまとめて公表しました。

令和5年度からは、実践的研究事業の成果を踏まえ、より多くの学校において交流及び共同学習の実施が拡充されるよう、更なる事例の収集と普及を図るために、交流及び共同学習拡充支援事業を実施しています。

また、令和6年度から重点地区を設定し、異校種期限付異動により小・中学校に配置された都立特別支援学校の教員が指導の中心を担うとともに、特別支援学級担任教諭への指導・助言を行うことや、重点地区における小・中学校の教員が特別支援学校において特別支援教育の専門性向上を図るなどの取組を通じ、引き続き小・中学校におけるインクルーシブ教育システムの体制整備を推進していきます。

事業番号 52 特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との交流及び共同学習

共生社会の実現に向けては、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流する機会を充実させ、共に学習したり活動したりする経験を通じ、互いに理解し尊重し合う心を育んでいくことが重要です。

そのため、これまで、副籍制度の活用や障害者スポーツを通じた交流などにより、都立特別支

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との双方向による学校間での交流を進めてきました。

また、東京2025デフリンピック大会の開催を契機とした聴覚障害への理解を深めるための映像教材では、都立ろう学校の生徒と都立高校の生徒が撮影に参加し、生徒同士が手話や筆談でやり取りをするなど、交流を深めながら作成に当たりました。

今後も様々な機会を活用して、交流の機会の創出を図ることで、豊かな人間性を育てるとともに、多様性を尊重する心を育んでいきます。

事業番号 53 インクルーシブ教育支援員の配置

都教育委員会では、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受け、安全・安心に過ごすことのできる環境と、個別の教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備するため、小・中学校において障害のある児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置に係る費用を補助する事業を、令和6年度から開始しました。

「インクルーシブ教育支援員配置補助事業」には以下の4種類があり、区市町村教育委員会がそれぞれのニーズに合わせて活用することができます。全ての児童・生徒が、障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援を受けながら、有意義な学校生活を送ることができるよう、各区市町村への支援を通じて取組を進めていきます。

■特別支援学校就学相当児童・生徒支援事業

学校教育法施行令第22条の3に該当し、都立特別支援学校への就学が適当であると判定されたものの、総合的な判断により小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行う支援員

■発達障害教育等支援員配置促進事業

特別支援教室で指導を受けている又は退室した児童・生徒が通常の学級で学ぶ際及び特別支援学級の児童・生徒が「交流及び共同学習」として通常の学級で学ぶ際に、安心して円滑に学習できるよう支援を行う支援員

■特別支援教育コーディネーター業務補助事業

特別支援教育コーディネーターの事務的業務等を補助する支援員

■事務支援員業務補助事業

事業の事務処理等を担当する支援員

また、インクルーシブ教育支援員の資質・能力の向上に資する研修用動画を作成し、区市町村教育委員会に提供することで、各地区における適切な人材確保や人材育成を支援します。

事業番号 54 副籍制度の充実による交流活動の推進

児童・生徒の障害の状態等は一人ひとり異なり、それにより必要となる特別な指導内容や合理的配慮を含む支援の内容も異なることから、通常の学級、特別支援教室や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校は、連続性のある多様な学びの場としてそれぞれ指導の充実を図っています。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

その上で、障害者権利条約を踏まえ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指していくために、都教育委員会は、児童・生徒の発達の程度や適応の状況等を勘案して、柔軟に転学ができるようにしてきました。

また、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒についても、居住する地域とのつながりを維持・継続できるようにすることが大切であることから、都教育委員会では、平成19年度から、小・中学部に在籍する児童・生徒のうち、希望者を対象とする副籍制度を導入しました。平成27年度入学生からは、原則全員が副籍をもつこととしています。

これらの取組により、都立特別支援学校では、都教育委員会がこれまでに作成した「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例＆アイデア集」を活用しながら、新入生の保護者に対して副籍制度についての説明会を行ったり、特別支援教育コーディネーター等が地域指定校¹となる小・中学校において理解推進授業²を実施したりするなど、副籍制度による交流の充実を図っています。

都教育委員会では、副籍制度による交流活動の更なる充実を目指し、令和4年度に保護者等を対象とした調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、令和5年度に「副籍ガイドブック」の改訂を行いました。改訂後のガイドブックでは、地域指定校決定後、できるだけ早期から交流が開始できるような打合せの実施や、オンライン等の活用により移動の負担を軽減しながら交流回数を増やす工夫などについて示しています。副籍制度による交流活動は、児童・生徒の相互理解を育み、共生社会の実現に向けて大きな意義があることから、児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえつつ、引き続き交流機会の確保に向けた取組を推進していきます。

¹ 特別支援学校に在籍する児童・生徒が、副籍制度を利用して副次的な籍（副籍）を置く学校で、原則として自宅に最も近い小学校又は中学校（通学区域を定めている場合は、通学区域内の小学校又は中学校）のこと。

² 副籍交流における「地域指定校」の児童・生徒に、障害の理解を深めるために特別支援学校の学級担任や特別支援教育コーディネーターが行う授業のこと。

(2) 言語や文化に親しむ教育の推進

事業番号 55 国際理解教育の充実

グローバル化の進展に伴い、児童・生徒等が外国人や外国の文化、外国の言語に接する機会はますます増加しています。こうした状況を踏まえると、都立特別支援学校においても、国際理解教育³を一層推進していく必要があります。

都教育委員会では、平成29年度から令和2年度にかけて「特別支援学校における国際教育の充実推進委員会」により、障害に配慮した外国語指導や多文化への理解を深めるための教育の在り方についての検討を行いました。その成果を、指導資料「特別支援学校における国際理解教育の充実」にまとめ、都教育委員会ホームページに掲載しました。

引き続き、「都立特別支援学校教育課程編成・実施・管理説明会」において、本指導資料を参考に、児童・生徒の実態や学校の特色に応じた外国語教育・国際理解教育の充実を図るよう、各学校に周知していきます。

事業番号 56 言語活動及び読書活動の充実

言語は、児童・生徒等の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。そのため、学習指導要領では、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められています。

言語に関する能力を育成するに当たり、読書活動が効果的な方法の一つであることから、日常的に読書に親しみ、読書をより豊かなものにするための指導や、学校図書館の充実等により、児童・生徒等が読書をする環境を整えていく必要があります。

そのため、都教育委員会では、研究指定校を設けて、読書環境の整備や読書活動の充実を推進しています。各指定校では、学校図書館や校内の図書スペースなどの環境を整え、児童・生徒等が主体的に図書に親しむことができるような書棚の配置や、図書の並べ方などの工夫・改善を行ってきました。研究指定校における取組の成果は、都立特別支援学校の共有ポータルで周知し、各学校の読書環境の改善や授業等での図書の活用の工夫に役立てることができるようにしています。

今後は、引き続き研究指定校を設けて、各学校の読書環境の整備や読書による言語活動の更なる充実を促していきます。

事業番号 57 特別支援学校における図書館システムの導入

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においては、障害のある子供など、多様な子供たちの読書機会を確保するため、利用しやすい書籍及び電子書籍の充実や学校図書館等の読書環境の整備とともに、デジタル社会

³ 国際化が進展する中で、広い視野とともに、異文化に対する理解や異なる文化をもつ人々と共に協調していく態度などを育成する教育

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

に対応した読書環境の整備が示されています。

このような状況を踏まえ、都立特別支援学校全校に学校図書館システム⁴を導入し、学校内における蔵書管理や貸出しを効率的に行うとともに、都立図書館が用意した図書セットを都立特別支援学校に貸し出す取組や、学校間で蔵書の相互貸借を可能とするなど、都立特別支援学校図書館の環境を整備し、読書活動の充実を図っていきます。

また、都立高校等の学校司書の指導・助言を受けた外部専門員を都立特別支援学校に派遣し、選書の助言を行うなど、学校図書館の読書環境の充実に向けた支援を引き続き実施していきます。

⁴ インターネットを介し、蔵書の登録や貸出しの管理等、学校図書館に係る業務を処理するシステム。令和5年度に端末及びソフトウェアを都立特別支援学校全校に配備し、運用を開始している。

(3) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進

事業番号 58 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実

都教育委員会は、学校事故の防止及び事故発生時の対応について、校長連絡会、副校長連絡会等の機会に管理職向け説明及び研修を実施するとともに、毎月の資料発行、発生時の個別対応(学校訪問等)により、都立特別支援学校を支援しています。

今後も、負傷・行方不明、学校外の事故への対応、日常生活の中で遭遇しうる事件・事故等の危険や、地震などの様々な災害に対して、自ら身の安全を確保し、適切な行動が取れるよう、都立特別支援学校の安全教育・防災教育を推進していくことが必要です。

各学校の指導に資するよう、平成30年度に作成したリーフレット「位置情報(GPS)機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」の周知や児童・生徒の実態に応じ安全に配慮した通学指導の工夫のほか、校内での事故の未然防止を図るための方策や、児童・生徒等が事件・事故等に遭わないようにするための方策などについて、校長連絡会等を通じて毎月情報提供を行い、都立特別支援学校への支援を継続します。各学校においても、児童・生徒等が通学中に地震などに遭遇した際の対応方法を学べるよう、指導を継続していきます。

また、校内で事件・事故が発生した際には、都立特別支援学校と東京都学校経営支援センターが連携し、児童・生徒等の被害を最小化することができるよう、必要な支援を行います。

事業番号 59 特別支援学校における防災訓練の充実

首都直下地震等、都市機能に深刻な被害をもたらす災害等が発生した場合に長期にわたる避難生活を余儀なくされることを想定し、平成29年度から、都立特別支援学校全校において、宿泊防災訓練を実施してきました。

これにより、災害発生を想定した地域・関係機関等との連携が強化され、円滑な避難所運営の在り方や児童・生徒及び保護者等の安全確保に向けた対応について、各学校の特質を踏まえた具体的な検討や対策が図られてきました。また、訓練を通じ、児童・生徒が一定期間避難所で生活する際の課題や必要な準備について、保護者や教職員の理解が深められました。

今後は、これまでの成果を踏まえるとともに、感染症や熱中症への対策、避難生活の際に配慮すべき課題等についても検討しながら、様々な状況を想定した訓練を実施していきます。

(4) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成

事業番号 60 特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実

選挙権年齢の引き下げ⁵に伴い、主権者教育を推進するために、都教育委員会は、主権者教育に係るリーフレット「都立特別支援学校高等部主権者・消費者教育推進リーフレット 18歳から成人になるということ」を作成し、授業等での活用を促してきました。また、都立特別支援学校のエデュケーション・イニシアチブ・実施・管理説明会や各校の生活指導担当教員等を対象とした都立特別支援学校健全育成連絡協議会等において、主権者教育・消費者教育に関する最新の情報提供や授業等で活用できる資料の紹介を行っています。

各学校では、原則として選挙権年齢(満18歳)に到達する前までに科目「公共」等を履修できるようにするとともに、地域の選挙管理委員会の出前授業等の活用を通じて主権者や選挙の意義や、消費者トラブルから身を守るための方法などについて学び、考える指導を行っています。

引き続き、効果的な指導事例の共有や都立高校等での主権者教育・消費者教育の情報を紹介することなどを通じ、各校の主権者教育・消費者教育の充実を支援していきます。

事業番号 61 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実

都教育委員会では、都立特別支援学校健全育成連絡協議会を年2回開催し、生活指導上の課題や指導事例を共有しています。都立特別支援学校内で発生する健全育成に関わる事故件数は少ない状況が続いていますが、いじめや不登校などの生活指導上の重要課題については、特別支援学校においても理解を深め、様々な児童・生徒の実態や課題に応じた対応を行うことができるようになることが重要です。

そのため、都立特別支援学校健全育成連絡協議会を引き続き開催し、障害のある児童・生徒等の健全育成に関わる諸課題の解決策や学校事故の防止に向けた具体的方策等を研究・検討していきます。

事業番号 62 社会の課題に対応した教育活動の展開

学習指導要領においては、児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを求めています。教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用し、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力や健康・安全・食に関する力など、現代的な諸課題に対応できるようにするための資質・能力の育成が必要となっています。

これらの資質・能力は、教育課程全体を見渡しつつ、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育んでいくことが大切であることから、各都立特別支援学校が教育

⁵ 公職選挙法の改正により、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げること。平成28年6月19日から施行

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

計画を作成する際において、「SDGs」の17の柱⁶から関連する事項を検討するなど、「持続可能な社会の創り手」の育成につながる学習場面を具体的に位置付けることができるよう、「都立特別支援学校教育課程編成・実施・管理説明会」で方針を示すとともに、好事例を紹介し、学校間での共有を図りました。学校の地域性や児童・生徒の障害の状態等を踏まえた特色ある教育活動について、引き続き共有していくとともに、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画できるように促していきます。

⁶ 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール・169のターゲットから構成される。

2 デジタルを活用した教育活動の展開

(1) デジタルを活用した教育の充実

事業番号 63 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実

スマートフォンや各種タブレット端末の普及を背景とした情報化社会の進展により、障害のある児童・生徒等が将来、日常生活や卒業後の社会生活、職業生活において、情報の収集、処理、発信、判断などの基礎的な情報活用能力を活用し、個人の生活や社会生活の質を高められるようにしていくことが求められています。

また、情報通信ネットワークが急速に普及している現代においては、SNS等を用いたインターネット上のいじめ等も社会問題化しており、基本的な情報モラルの順守の必要性や情報の発信に対する責任、情報セキュリティ等について教員がよく理解し、その上で、児童・生徒等が適切に対応できる態度を身に付けられるようにすることも必要です。

そこで、情報モラルや情報セキュリティに関する教員の理解を深めるとともに、「SNS東京ルール」⁷の普及等を通し、児童・生徒等が情報を選択し、活用するための基礎的な能力、情報の発信及び受信や、情報セキュリティに係る基本的なルールを身に付けられるよう、情報教育を充実させるための留意点等について、専門家の助言を得ながら研究指定校において授業研究を実施しました。これら研究指定校の実践を基に、一人1台端末の効果的な活用とともに、情報モラルに関する学習の効果的な事例を特別支援学校に周知し、「都立特別支援学校教育課程編成・実施・管理説明会」において情報共有を図りました。

また、コンピュータに意図した処理を行うように指示する体験を重ねることで、プログラミング的思考の育成を図る「プログラミング教育」については、都立知的障害特別支援学校においても必要であることから、第二次実施計画において、障害の状態や程度に応じたプログラミング学習の事例を収集し、各学校で共有できるようにしました。

情報教育は、新たな機器の開発などデジタル活用の更なる充実に伴い、指導内容や指導方法が更に変化・進展していくことが予想されます。引き続き、一人1台端末の利用に関するルールやモラルへの理解を深めながら、効果的にデジタル機器を活用し学習を深めていくような授業の在り方について研究するとともに、社会の変化に応じた柔軟な指導が行えるよう、最新の情報を各学校に周知していきます。

事業番号 64 デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発

都立特別支援学校においてタブレット端末等の一人1台端末が配備され、障害種別や年齢・発達段階に応じた活用の工夫が進められています。

これまで、各学校におけるデジタル機器の活用が充実するよう、指導教諭による模範授業等の公開により、デジタル機器を効果的に活用した指導内容・方法、ノウハウの普及等を進めてき

⁷ 都教育委員会が策定した、児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐためのルール。平成31年に改訂し、「送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。」などがある。学校や家庭では、SNS東京ルールを踏まえ、具体的なルールを定めることとしている。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

ました。

また、児童・生徒等の多様な障害の状態等に対応できるよう、第二次実施計画において、体系的に指導内容・方法の研究・開発を進め、その成果を全ての都立特別支援学校に還元し、デジタルを活用した効果的な指導の事例を共有しました。今後は、これらの研究成果を更に広め、各学校のデジタル活用を支援していくとともに、引き続き効果的な活用実践事例などを収集し、学校間での共有を図ることで、デジタル機器の授業での活用を一層充実させていきます。

ア 学習者用デジタル教科書・教材を用いた指導方法の開発

都立視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校の小・中学部には、小・中学校用の検定済教科書を使用している児童・生徒がいます。第二次実施計画では、従前からの紙の教科書と学習者用デジタル教科書⁸を併用する際の効果的な指導方法の開発とともに、教科書に準拠した学習者用デジタル教材を用いた効果的な指導方法の開発も行いました。

今後は、障害に応じた学習者用デジタル教科書やデジタル教材の活用の工夫と効果的な指導方法について、具体的な事例を普及していくとともに、特に効果のある教科や単元等についての方向性を示していきます。

また、都立視覚障害特別支援学校の児童・生徒については、一人1台端末を活用する前段階として、障害の状態等により、端末の画面が見えなかったり、見えにくかったりする状況に対応できるようにする必要があります。そこで、視覚障害のある児童・生徒が端末の画面を見やすくすることができるアプリケーションを用いた効果的な指導方法を研究するとともに、点字が必要な児童・生徒については、点字ディスプレイに文字等の情報を出力することで、学習者用デジタル教科書を用いることができるようにしました。

視覚障害のある児童・生徒のデジタル活用については、拡大の縮尺や音声読み上げ・点字機能など、障害の状態や程度によって異なる対応が必要となることから、一人ひとりに応じた効果的な活用についての取組を一層進めていきます。

さらに、中央ろう学校においては、大学進学を目指した中高一貫型聴覚障害特別支援学校としての目的を果たすため、民間事業者が開発する学習支援アプリケーション等を活用し、音声情報を文字化するアプリケーションと併用するなどしながら、聴覚障害の生徒の学力向上を図るための指導の充実に取り組みました。これまでの研究成果を他校にも普及し、進学を希望する生徒に対する指導の充実を促していきます。

イ 学習者用デジタル教材の開発

知的障害特別支援学校に向けては、一部教科において文部科学省著作教科書⁹が発行されていますが、この著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材¹⁰は用意されていないの

⁸ 紙の教科書の内容の全部(電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材(学校教育法第34条第2項及び学校教育法施行規則第56条の5)

⁹ 高等学校の農業、工業、水産、家庭及び看護の教科書の一部や特別支援学校用の教科書については、その需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集された教科書が使用されている。ここでは、知的障害特別支援学校用の教科書を指す。

¹⁰ 学校教育法第34条第4項に規定する教材(補助教材)。動画・音声やアニメーション等のコンテンツにより、教科等を学ぶための資料やワークシート等としての役割をもたせることができる。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

が現状です。

知的障害のある児童・生徒については、具体的な操作を通じて思考や判断、表現ができるようにする指導が効果的な場合が多く、タブレット端末などを用いて学習者用デジタル教材を操作しながら学ぶことができるようにすることで、より効率的に学習内容を習得できるようになることが期待できます。

そこで、第二次実施計画において、知的障害のある児童・生徒が各自の端末を用いて効果的、効率的に学習内容を習得できるよう、文部科学省著作教科書に準拠した算数・数学の学習者用デジタル教材を都独自に開発しました。

開発したデジタル教材は、ホームページに掲載し、全都立特別支援学校はもとより、公立小・中学校でも活用できるようにしました。

今後も教材開発を進め、児童・生徒の実態に応じた教材が選択できるよう内容の充実を図るとともに、デジタル教材を活用した効果的な指導方法についての研究も進めていきます。

ウ 障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大

都立特別支援学校には、端末を固定するための器具や音声読み上げソフトなど、児童・生徒等の障害の状態等に合わせた支援機器が導入されています。

これらの支援機器をより効果的に使用できるようにするために、好事例の収集を行い、「教育課程編成・実施・管理説明会」などの機会を通して都立特別支援学校全校に周知し共有することで、児童・生徒等の障害の状態等に合わせた一層効果的な使用を促してきました。

情報化社会の進展に伴い、新たな支援機器の開発や効果的な活用方法の研究も期待できることから、引き続き支援機器の活用に関する研究を進めていきます。

また、知的障害の重い児童・生徒が、授業等で一人1台端末を活用するに当たっては、児童・生徒が興味・関心をもち意欲的に学習に取り組むことができる教材も必要です。第二次実施計画において、民間事業者等が開発しているアプリケーション等の中で、授業場面で効果的に活用できるものについて、モデル校での導入を行い、指導方法の研究を行いました。この成果を、全ての都立特別支援学校に報告・共有し、各学校でアプリケーションを選定する際の参考となるようにしています。

これらのアプリケーションも、年々様々な種類・内容のものが開発され、バージョンアップされていることから、授業等で活用できるアプリケーションについて引き続き研究し、効果的な活用等について更に普及していきます。

事業番号 65 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習

知的障害特別支援学校以外の都立特別支援学校には、小・中学校及び都立高校等に準ずる教育課程が設置されています。しかし、学校によっては、この教育課程で学ぶ児童・生徒の数が少ないことから、子供たち同士で学び合う場面が限られる場合があります。

学習の活性化を図るため、準ずる教育課程で学ぶ同じ学年の児童・生徒と一緒に授業を受けられる機会を創出する必要があります。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

そのため、研究指定校に指定した複数の都立特別支援学校において、あらかじめ年間の指導計画を合わせるなどした上で、学校間をオンラインでつなぎ、共に授業を受けられるような取組を進めてきました。肢体不自由特別支援学校では、これまで同学年の児童と学ぶ機会のなかった児童が、他校の児童と意見交換を交わすことで自分の考えを深め、学習意欲を高めるなど、効果的な学習経験を得ることができました。

今後、準ずる教育課程で学ぶ児童・生徒同士が、話し合い活動や意見交換により学びを更に深めることができるよう、オンラインでの共同学習が効果的である教科や授業形態、実施に当たっての諸条件等を整理していきます。

(2) デジタルを活用した教育を推進するための環境整備

事業番号 66 TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進

デジタルの活用を推進することは、個別最適な学びや主体的・対話的な学びを実現していくために重要です。今後、個々の障害の状態に応じたきめ細かい対応を一層推進するため、デジタル技術の活用を更に拡大し、障害に伴う学びにくさを軽減するだけでなく、子供たち一人ひとりの学びの向上を図っていくことが期待されています。

都は、令和元年度から「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」¹¹を推進し、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして教育のデジタル化を強力に進めてきました。令和2年度には、都立特別支援学校小・中学部における一人1台端末や必要となる支援機器等の整備を行い、計画的に更新しています。

また、高等部における一人1台端末については、各校が複数の仕様の中から障害の特性に応じて適切な端末を選択し、生徒所有の端末として活用できる仕組みを導入しました。その上で、端末等の購入に係る保護者の費用負担については、就学奨励事業の拡充により適切に支援を行っています。

加えて、各校のデジタル活用を支援するため、取組事例の共有や全校へのデジタルサポーター¹²の常駐配置、校内でのデジタル活用の中核を担う教員向けの研修等を行うとともに、令和4年度から令和5年度にかけて、統合型校務支援システムを都立特別支援学校全校に整備しました。また、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化を段階的に進めています。

これらの取組で、デジタルの活用を一層推進することにより、「学び方改革」（個別最適な学び・協働的な学びの充実）、「教え方改革」（データ活用・分析等による授業の改善）、「働き方改革」（教員と生徒が向き合う時間の一層の確保）の三つの改革を実現していきます。

事業番号 67 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進

都立聴覚障害特別支援学校では、聴覚の活用や、口話、手話、指文字等、児童・生徒等の障害の状態に応じて多様なコミュニケーション手段を活用して指導を行っています。

また、補聴器や人工内耳を装用した児童・生徒等の聴覚の活用を補助するため、集団補聴システムを配備するとともに、動画や文字等により視覚からの情報伝達を行うため、電子黒板や「見える校内放送」¹³を活用するなど、様々な機器を活用して情報保障の充実を図ってきました。

近年、デジタル化の進展に伴い、既設のシステムよりも高音質・高出力な集団補聴システムや、高い音声認識機能をもち、誤変換の少ない音声情報を文字化するアプリケーションが開発されたことを踏まえ、令和4年度に都立聴覚障害特別支援学校全校にデジタル式の集団補聴システ

¹¹ 子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、デジタルを活用した教育の充実を強力に推進し、学び方・教え方・働き方改革の実現を図る取組

¹² デジタル活用のスキルを持った専門人材等であり、教員に対してデジタル機器の効果的な活用方法の研修や、校内のICT環境の保守運用支援など、教員と連携してデジタルを活用した教育活動を技術的に支援している。

¹³ 耳からの情報を取得しにくい児童・生徒等への情報を保障するため、通常、音声により伝えられる学校内放送や災害情報などを動画、静止画又はテキストを放映することによって見えるようにし、情報を提供する仕組み。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

ム及び音声情報を文字化するアプリケーションを導入しました。

今後も、児童・生徒等一人ひとりの障害の状態や教育活動の場面に応じた最適な情報保障の実現を図っていきます。

事業番号 68 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実

病院内訪問教育においては、教員による指導は週3日・1回2時間を基本としていましたが、平成29年度から、入院する児童・生徒の学習支援を行う病弱教育支援員¹⁴を病院へ派遣するとともに、タブレット端末を活用することにより、学習の機会を週5日・1回2時間まで充実しました。タブレット端末は付属のカメラ機能やスピーカー機能を用い、オンライン授業や映像資料の確認等に活用しています。

また、病院内分教室においては、治療や体調等を理由に病室から出ることができない児童・生徒と分教室をつなげるなど、入院する児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図るため、令和3年度から全病院内分教室に分身ロボットを配備しています。

今後も、病弱教育支援員を児童・生徒の入院する病院へ派遣するとともに、タブレット端末や分身ロボット等のデジタル機器を活用することにより、児童・生徒の学習を支援していきます。

¹⁴ 都立特別支援学校の病院内訪問教育において、児童・生徒が入院している病院等へ出向き、担当教員と連携して児童・生徒の学習支援を行う職員

3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進

事業番号 69 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業

ア 障害者スポーツの普及

都教育委員会は、平成30年度から全ての都立特別支援学校を「スポーツ教育推進校」に指定し、各学校において様々な障害者スポーツ等に取り組み、児童・生徒の活動の幅を広げられるようにしてきました。

現在、都教育委員会が作成した「障害者スポーツ等指導事例集」を参考にするなどしながら、各都立特別支援学校が、在籍児童・生徒の実態に応じた様々なスポーツに取り組むようになっていきます。

今後も、「スポーツ教育推進校」の全校指定を継続し、スポーツを通じて障害のある児童・生徒の健やかな身体と心を育むとともに、各障害種別の体育連盟による競技大会が円滑に開催できるような支援を通じて、障害者スポーツの普及を図っていきます。

イ 全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成

都教育委員会は、都立特別支援学校に対して、パラリンピアン等のアスリートの派遣や講師の招へい、大会遠征に伴う費用への支援を行い、全国大会等への参加を強化しました。

今後も、障害のある児童・生徒が専門的な指導を受けながら競技能力を高め、可能性を伸ばすことができるよう、これらの取組を継続していきます。

ウ スポーツ競技への参加機会の充実

都教育委員会は、特別支援学校の教員等からなる各障害種別の体育連盟が主催する競技大会を共催するとともに、大会参加に係る参加費等を支援してきました。

また、都立特別支援学校の部活動に、専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入することで、部活動に参加する生徒の意欲の高揚と能力の伸長を図り、部活動のより一層の充実を進めてきました。

引き続き、各障害種別の体育連盟が主催する、児童・生徒が出場できるスポーツ競技大会を円滑に運営できるよう、支援を行っていくとともに、専門性の高い指導者による運動部活動の充実に向けた取組を継続し、生徒や顧問教諭が専門的な知識や技術に基づくアドバイス等を受けることができるようにしていきます。

エ スポーツを通じた交流の推進

都教育委員会は、令和4年度から令和6年度にかけて、延べ26校を「スポーツ交流推進校」に指定し、地域の小・中学校や都立高校等のほか、高齢者施設等とのスポーツを通じた交流により、地域・社会の人々の特別支援教育への理解を促す取組を進めてきました。これら推進校の実践を事例集としてまとめ、学校間で共有し、各学校での取組の参考となるようにし

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

ています。

今後は、これまでの取組により蓄積した様々な障害者スポーツの体験活動を活用し、都立特別支援学校全校においてスポーツを通じた地域やスポーツ関係者との交流を検討し、特別支援教育の更なる推進に向けて取り組んでいきます。

オ パラスポーツ指導者講習会

都教育委員会では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、子供たちがパラスポーツに触れる機会を創出するため、教職員がパラスポーツを体験し、競技の歴史や意義、ルール、指導法等を学び、学校の教育活動においてパラスポーツの指導を行うことができる資質・能力を身に付けられるよう、「パラスポーツ指導者講習会」を実施しています。

事業番号 70 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実

【再掲：第1章-3(1)[事業番号25] p.41】

事業番号 71 デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進・理解啓発

東京2025デフリンピック大会の開催は、デフリンピックやデフスポーツへの理解の裾野を広げ、障害の有無にかかわらず、共にスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重し合う共生社会づくりを進める絶好の機会です。

都教育委員会では、令和5年度から都立聴覚障害特別支援学校へのデフアスリートや国際手話通訳者等の派遣事業を通じ、デフリンピックを契機とした聴覚障害教育の充実を図ってきました。

また、令和5年度には、小・中学校や都立高校等の児童・生徒がデフリンピックへの興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず共生することの重要性を認識した上で、その実現に向けて自ら行動することができるような意識や姿勢を育むため、都立聴覚特別支援学校の児童・生徒の意見を取り入れながら、聴覚障害理解に関する映像教材を作成し配信しました。

さらに、都立聴覚障害特別支援学校におけるデフスポーツ環境を向上させるため、スタートの合図を光で伝える陸上競技用の装置や、体育館等において審判の笛を発光ランプで知らせる装置を全都立聴覚障害特別支援学校に順次設置していきます。

今後もこうした取組を通じ、デフリンピック開催を契機とした共生社会の実現に向けて取組を推進していきます。

(2) 芸術教育の充実

事業番号 72 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進

ア 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進事業

都教育委員会では、芸術系大学の協力を得て、障害のある児童・生徒の芸術的能力の発掘と伸長を図ることを目的として、美術分野を中心とした授業改善を行ってきました。具体的には毎年度、芸術教育推進校¹⁵3校が芸術系大学の教員等を招へいし、美術等の授業改善に取り組むとともに、その成果について、都立特別支援学校等の教員を対象とした報告会で普及を図っています。令和4年度からは、一人1台端末を活用した写真や映像等のデジタル表現なども含めた芸術教育として充実を図り、児童・生徒の可能性を広げる指導の在り方について研究を行っています。

引き続き、芸術系大学等の協力を得て、障害の種類や程度等に応じた芸術教育の内容や方法について、研究・開発及び授業改善に取り組んでいきます。

また、写真・映像の編集等、デジタルによる作品を主体的に制作するなど、一人1台端末の活用の可能性を更に広げることができるような取組を都立特別支援学校へ普及させていきます。

イ 障害者アートの理解促進

都内の特別支援学校(都立・国公立・私立)に在籍する芸術に優れた才能を有する児童・生徒の発掘や、障害者アートに関する理解促進を目的としてアートプロジェクト展¹⁶を毎年度1回開催しています。

アートプロジェクト展では例年、多数の来場者を得ており、令和5年度は10日間の開催期間内に約2,700人が来場しました。

さらに、アートプロジェクト展で展示された作品を車体に掲載した都立特別支援学校のスクールバス(ラッピングバス)の運行により、障害のある児童・生徒が創作した芸術作品の魅力を広くアピールしました。

今後も、都内の特別支援学校(都立・国公立・私立)に在籍している児童・生徒を対象として芸術作品の募集を行い、障害のある児童・生徒の芸術活動を推進するとともに、児童・生徒の優れた才能が発揮される機会となるよう、アートプロジェクト事業を継続していきます。

また、障害者アートへの理解を一層促進していくため、公式サイト「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」を開設し、作品の魅力を広く発信していくこととしました。同サイトでは、会場の様子や過去の作品を見ることができるようになっています。

今後も、公式サイトや東京都教育委員会ホームページ等により、特別支援学校の子供たちの芸術作品の魅力を伝えるアートプロジェクト展の周知を図っていきます。

¹⁵ 特別支援学校における芸術教育推進を目的に、芸術系大学等の教員・学生と連携を図りながら芸術教育の内容・方法について研究・開発を行う都立特別支援学校

¹⁶ 秀でた芸術的才能を有する児童・生徒を発掘して、その芸術性の高い作品を広く都民に周知することにより、障害への理解を促すための展覧会。特別支援学校に在籍する児童・生徒から作品を募集し、選ばれた作品が展示される。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

事業番号 73 芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興

都教育委員会では、都立特別支援学校の部活動推進の一環として、地域の指導者の積極的導入を進めてきました。文化系部活動において、年間延べ20程度の部活動で音楽や美術、演劇、茶道、華道といった様々な分野の専門家等を30人程度招へいし、部活動の振興を図っています。

これまでの取組を継続し、都立特別支援学校において音楽や美術の専門家、演劇の演出家、茶道や華道の専門家等、優れた指導者を招へいし、児童・生徒へ指導することなどにより、引き続き部活動のより一層の充実を進めていきます。

事業番号 74 東京都特別支援学校総合文化祭等の開催

都教育委員会では、都内の特別支援学校（都立・国公立・私立）の児童・生徒が主体的に参加し、日頃の芸術文化活動の成果を発表することを通して、創造する文化活動を促進するとともに、各校相互の交流や都民の理解を促進するため、東京都特別支援学校文化連盟¹⁷と共同で「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催しています。

都教育委員会は平成28年度から、東京都特別支援学校文化連盟について、「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催するための準備組織としての役割に加え、文化祭における発表内容の文化的位置付けや教育効果等を研究する組織として位置付けました。

また、9部門の研究団体による文化活動、教科指導の研究等を実施するとともに、部門別の発表会や展覧会等により、総合文化祭の充実を図っています。

今後は、これまでの取組をより一層充実させるとともに、造形美術部門や音楽部門、写真部門や職業・作業部門等、各部門の研究活動の強化を図っていきます。

¹⁷ 特別支援学校児童・生徒の芸術・創造活動の充実・向上を図るとともに、障害のある児童・生徒にふさわしい文化活動の振興・発展に資することを目的に、都内の特別支援学校及び都教育委員会により組織された団体。「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催している。

第4章 (施策の方向性Ⅳ)

特別支援教育を推進する体制の整備・充実

1 専門性の高い教員の確保・育成

(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保

事業番号 75 東京教師養成塾を活用した人材養成

障害のある児童・生徒等が増加傾向にあることを踏まえ、特別支援教育に関する知識と能力を備えた教員を確保していく必要があります。

このため、教員を目指す学生を養成する「東京教師養成塾(小学校コース・特別支援学校コース)」において、特別支援教育への理解を深める講座や実習等を実施し、学生の段階から特別支援教育への理解促進を図っています。

今後も特別支援教育の知識と能力を備えた人材を養成していくことが不可欠であることから、引き続き東京教師養成塾において、学生の段階から特別支援教育への理解を深める取組を実施していきます。

小学校コースでは、都立特別支援学校の参観や特別支援教育に関する講座・演習の実施により、小学校の教員を志す学生の特別支援教育への理解を深めていきます。

また、特別支援学校コースでは、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する様々な場面での適切な支援の方法や、障害の特性に応じた教材や指導法の工夫等について、講座・演習の実施を通じ、特別支援学校の教員を志す学生を養成していきます。

あわせて、指導主事等が教員養成系大学を訪問し、大学の関係者及び学生に対して東京教師養成塾の事業内容を説明するなど、本事業への理解を促進するための取組を充実させていきます。

事業番号 76 教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進

都教育委員会では、希望する教員養成系大学等へ指導主事等を派遣し、教員を目指す学生を対象に講義を実施することで、特別支援教育に関する理解啓発を図っています。

また、教員を目指す学生向けに教職の魅力や都の教育の特色、採用時点で身に付けておいてほしい力などをまとめた「東京都教職課程学生ハンドブック」において、特別支援教育に関する内容を充実させるとともに、都教育委員会ホームページにデジタルブックとして掲載し、教員養成系大学への周知を図っています。

特別支援学校教諭免許状(以下「特支免許状」という。)を取得することができる大学が増加している中、今後もこうした取組を継続していく必要があります。

このため、引き続き教員養成系大学等と連携し、指導主事等を派遣して特別支援教育の現状や求める教師像等に関する講義を行うことで、教員を目指す学生への理解啓発を図っていきます。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

事業番号 77 教員志望者を対象とした特別支援教育の魅力発信

都教育委員会は、教員志望者に向けて、教員採用ポータルサイトや SNS などを活用した広報の展開のほか、各種イベントを実施しています。

都の教員採用案内では、都立特別支援学校で働く現職教員のインタビュー記事を掲載し、教員を目指す方へのメッセージを発信しています。

教員志望者等に向けたイベントである「TOKYO教育Festa!」では、特別支援教育に関するパネル展示や特別支援学校のブースを設け、現職教員による業務紹介セミナーを実施しています。

また、特別支援教育に関するオンラインセミナーを開催し、「仕事内容」や「働き方」、特別支援学校の障害種別や特別支援学級との違い等について解説しています。

さらに、教員志望者や特別支援学校の教員採用選考合格者を対象とした、都立特別支援学校見学会を障害種別ごとに実施し、都立特別支援学校の現場を間近で見ることや、直接現職教員と対話することなどを通じて、都立特別支援学校の魅力を伝えています。

引き続き、教員志望者に向けて特別支援教育の魅力を発信していきます。

事業番号 78 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性向上

ア 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進

教育職員免許法(以下「免許法」という。)には、特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状(以下「幼・小・中・高の免許状」という。)及び特支免許状を有していなければならないことが規定されていますが、当分の間、幼・小・中・高の免許状を有していれば、特別支援学校の相当する各部(幼稚部・小学部・中学部・高等部)の教員になることが可能と規定されています。

都教育委員会では教員の特別支援教育の専門性を向上させる観点から、免許法認定講習¹(特別支援学校教諭二種免許状部門)や、免許法認定通信教育²の受講費用補助により、特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進してきました。

今後も特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進していくため、特支免許状の免許法認定講習を夏季休業期間中等に開講し、特別支援学校教員の特支免許状の授与に必要な単位修得の機会を確保していきます。

また、特別支援学校教員が免許法認定通信教育を受講し、特支免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を継続実施するほか、特支免許状取得の前段階として、取得に必要な科目の一部のみを受講し単位を修得した者についても新たに補助の対象とし、複数年計画での特支免許状取得にも対応していきます。

¹ 一定の教員免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得するために必要な単位の修得と教員の資質向上を目的として、都教育委員会が文部科学大臣の認定を受けて開設する講習

² 一定の教員免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設している通信教育

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

イ 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進

免許法上、特支免許状の保有が要件となっていない都内公立学校の特別支援学級(通級による指導及び特別支援教室を含む。以下同じ。)担当教員についても、特別支援学校教員と同様の観点から特支免許状の取得を促進していますが、特別支援学級担当教員の特支免許状保有率は必ずしも増えていません。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数が増加している中、特別支援学級担当教員の専門性の確保は、都内公立学校における特別支援教育の充実に関わる課題となっています。

このことから、今後も都内公立学校の特別支援学級担当教員の特支免許状の取得に必要な単位修得の機会を確保するため、免許法認定講習(特別支援学校教諭二種免許状部門)を夏季休業期間中等に開講していきます。

また、令和3年度から開始した、特別支援学級担当教員が免許法認定通信教育を受講し、特支免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を継続していきます。

さらに、特支免許状取得の前段階として、取得に必要な科目の一部のみを受講し単位を修得した者に対して補助を行う取組について、これまで、知的障害特別支援学級の担当教員が知的障害に関する科目を修得した場合や、特別支援教室の担当教員が発達障害に関する科目を修得した場合において対象としていましたが、今後はすべての特別支援学級の担当教員・受講科目(特支免許状取得に必要な科目に限る。)に対象を拡大し、実施していきます。

ウ 通常の学級の教員の発達障害に関する理解促進

発達障害の可能性のある児童・生徒は、通常の学級を含め全ての学校・学年・学級に在籍しているものと考えられることを踏まえ、全ての教員の発達障害に関する理解や基本的な知識など、その資質をより高める取組の充実が必要です。

このため、通常の学級を含めた都内公立学校の全ての教員が、発達障害教育に関する基本的な知識を習得し、理解することができるよう、免許法認定通信教育の発達障害に関する科目を受講し、単位を修得した者に対して受講費用等を補助することで、その修得を推進し、通常の学級を含めた都内公立学校の教員全体への支援に取り組んでいます。

(2) 教員の柔軟な配置

事業番号 79 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等

都教育委員会では、区市町村教育委員会が特支免許状を保有している教員を積極的に特別支援学級担当教員として配置し、その専門性を有効に活用していくことができるよう、人事配置等を通じて支援してきました。

また、特別支援教育に必要な資質と能力をもった教員を確保するため、都内公立学校の教員を対象とした小・中学校の特別支援学級担当教員の公募人事を実施しています。

今後も小・中学校の特別支援学級は増加が見込まれていることから、特支免許状を保有する教員や専門性の高い教員を、積極的に特別支援学級担当教員として配置していくことが求められます。

このため、こうした教員を区市町村教育委員会が積極的に特別支援学級へ配置し、その専門性を有効に活用できるよう、人事配置等を通じて引き続き支援していきます。

また、特別支援教育に関わる教員の公募による異動の仕組みを継続することで、区市町村教育委員会の人事構想に沿った、特別支援教育に関する意欲や専門性の高い教員の特別支援学級への配置を実現していきます。

事業番号 80 異校種期限付異動による教員の専門性向上

現在、都教育委員会では、異なる学校種別で勤務し、多様な経験を積んだ専門性の高い教員の確保やその育成、活用を図る観点から、小・中学校及び都立高校等と都立特別支援学校との間において3年間の異校種期限付異動を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性を高める取組を行っています。

今後もこうした異校種間での人事異動を一層促進する中で、異動期間中に得られた知識や経験を、異動前の学校や区市町村教育委員会により実効的に波及させていくためには、期限付異動期間中の更なる意図的・計画的な人材育成が必要です。

そこで、小・中学校及び都立高校等の教員が都立特別支援学校へ3年間の期限付きで異動し、障害の特性に応じたきめ細かい指導を経験することで、小・中学校及び都立高校等に戻った後は、地域の特別支援教育を推進する役割を担う人材となるよう育成していきます。

また、都立特別支援学校の教員は、小・中学校及び都立高校等に3年間の期限付きで異動し、校内でのOJTや研修会を実施することなどにより、異動先に在籍している教員の特別支援教育への理解を促進し、指導力を向上させる役割を担います。

加えて、小・中学校及び都立高校等における集団指導や教科指導の経験を通じて、特別な支援を必要とする児童・生徒が抱える困難さへの理解を深めることができます。期限付きで異動した教員が都立特別支援学校に戻った後は、都立特別支援学校におけるセンター的機能の充実に寄与する人材となるよう育成していきます。

教員の公募、異校種への異動、異動先から戻った後の成果還元という異校種期限付異動の一

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

連の流れを区市町村教育委員会と連携してより計画的に進めるために、「育成ガイドライン」を活用し、人材育成を推進していきます。

事業番号 81 異校種人事ネットワークの構築

都教育委員会では、都立特別支援学校と小・中学校及び都立高校等との間において3年間の異校種期限付異動を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性を高める取組を行っています。

この取組をより一層効果のあるものにするために、特別支援学校から小・中学校に異動している教員が、配属先の学校や地域において特別支援教育の理解促進や指導力向上にその専門性を十分発揮することができるよう、好事例を共有する連絡会や研修を実施するネットワークを構築するとともに、特別支援学校のセンター的機能との連携を強化し、地区における取組を支援します。

また、小・中学校から特別支援学校に期限付きで異動し、障害の特性に応じたきめ細かい指導を経験した教員が、小・中学校へ戻った後に地域の特別支援教育を推進する役割を担う人材となるよう、異動期間終了前及び終了後にネットワークの連絡会に参加し、小・中学校に配属されている特別支援学校教員や特別支援学校のセンター的機能との連携体制を構築します。

こうした取組により、小・中学校において専門性を発揮する教員を支援し、区市町村の特別支援教育の推進を図っていきます。

事業番号 82 短期人事交流による教員の専門性向上

小・中学校の特別支援学級を担当する教員には、特別支援教育に関する専門性がより求められます。短期間であっても都立特別支援学校での実務を経験し、障害特性や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や指導を行うことは、特別支援教育の本質を理解する貴重な機会となります。

また、都立特別支援学校で身に付けた専門性や実践力などを小・中学校の特別支援学級において発揮することにより、指導力の組織的な向上が期待されます。

一方、都立特別支援学校の教員は、特別支援学校における指導の中では、集団に対する学習指導や生活指導に関する専門性が養われにくい一面があります。短期間であっても小・中学校での実務を経験し、多数の様々な児童・生徒に対する状況に応じた学習指導や生活指導、保護者対応を行うことは、専門性を広げる貴重な機会となります。小・中学校において身に付けた知識や経験を都立特別支援学校において活用することで、より小・中学校の実情を踏まえた適切な支援ができるようになり、特別支援学校のセンター的機能の充実が期待されます。

こうしたことから、小・中学校の特別支援学級担当教員と都立特別支援学校教員を1年間の期限付きで相互に派遣する短期人事交流をモデル実施しています。学校全体の教員の特別支援教育の専門性向上や、都立特別支援学校と小・中学校との連携を推進することなどについて、効果を検証していきます。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

事業番号 83 特別支援学級中核教員の認定

小・中学校の特別支援学級では、年度末の学級数の増減に伴い、指導経験豊かな教員が人事異動により転出し、結果として指導経験の少ない教員の割合が大きくなる傾向にあります。

都教育委員会では、特別支援学級での担任の経験等を踏まえた高い専門性を有し、特別支援教育に熱意のある教員を安定的に特別支援学級の中核に据えることで組織体制を強化します。

具体的には、特別支援学級での勤務経験や一定の専門性を有する教員を「特別支援学級中核教員」として認定し、特別支援学級の運営を充実させるとともに、校内の特別支援学級担当教員の育成を図っていきます。

あわせて、人事異動において、区市町村教育委員会と連携しながら、認定された教員を地域や学校の実情に応じ、適切かつ計画的に配置することで、特別支援学級の指導の質の維持・向上を図っていきます。

(3) 専門性の向上に向けた研修等の充実

事業番号 84 全ての学校における特別支援教育に関する研修の充実

教員一人ひとりが特別支援教育の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する指導力の向上を図ることができるよう、東京都教職員研修センターにおいて特別支援教育に関する研修を充実してきました。

また、同センターでは、授業力向上を目指す学校を対象に授業づくりの支援のための資料提供を行っています。

今後も特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する教員一人ひとりの指導力の向上を図るため、特別支援教育に関する研修を更に充実していく必要があります。

ア 特別支援教育コーディネーター研修の充実

全ての学校に配置されている特別支援教育コーディネーターは、関係者間の調整を図りながら具体的な支援策を実行できる能力を備えることが求められます。

このため、特別支援教育コーディネーターに指名された教員が、学校内の特別支援教育を推進する中心的な役割を果たしていくことができるよう、引き続き特別支援教育コーディネーター研修を実施し、資質能力の向上を図っていきます。

また、ベーシックやアドバンスなど、内容別に選択できる講座を設定するとともに、動画配信等を用いた研修を実施する等、研修内容の充実や受講機会の拡大を図り、全ての学校の特別支援教育コーディネーターに研修の受講を促していきます。

イ 職層や経験に応じた研修の充実

全ての学校において特別支援教育を充実させるためには、全ての教員が特別支援教育に関する理解を深める必要があります。このため、現在も職層研修や経験年数に応じた必修研修において、各校種の教員を対象に特別支援教育に関する様々な研修を展開しています。

今後も、職層研修や経験年数に応じた必修研修を計画的に実施するとともに、最新の動向等を踏まえた内容とするなど、特別支援教育に係る研修の更なる充実を図っていきます。

中堅教諭等に対する研修では、発達障害への理解や対応についての研修の実施や、研修動画等の内容の工夫のほか、協議の時間を設け、校種の異なる教員による混合グループを編成して、特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒への対応について学び合うことで、障害への理解と対応力の向上を図ります。

また、若手教員に対する研修では、都立高校等の初任者を対象に、通級による指導の体制及び発達障害に対する理解を深める内容を実施するなど、研修内容の充実を図ります。

ウ 教員の専門性を高める研修の充実

特別支援教育に関する専門性を高める研修として、「特別支援教育リーダー養成研修(コ

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

ーディネーター向け、特別支援教室・高等学校通級指導担当教員向け、特別支援学級担当教員向け)」、特別支援教育に関する「専門性向上研修」や「東京教師道場(特別支援教育担当教員向け)」を開講しています。

今後もこうした特別支援教育に関する専門性の向上を図る研修を実施するとともに、より多くの教員の特別支援教育に関する素養や専門性を高めるため、更なる研修内容の充実を図る必要があります。

このことから、「東京教師道場」では、児童・生徒等の実態に応じた授業改善をより一層促進させるため、授業研究等を通して、特別支援教育を専門とする受講者の専門性の向上を図ることに加え、全ての受講者を対象に特別支援教育に関する講義を実施し、理解の推進を図っています。

また、「特別支援教室・高等学校通級指導担当教員研修」は、小・中学校の特別支援教室で経験を重ねた教員が増えた一方で、都立高校等の通級による指導を初めて担当する教員が多いことを踏まえた研修内容の充実が求められることから、校種や経験により教員がキャリアや自身のニーズに応じて内容を選択して受講することができるようにしています。

これまで、「特別支援学級担当教員研修」では、知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級等の障害種別に応じた研修を実施してきました。今後は、初めて特別支援学級を担当する教員が多いことを踏まえた研修内容の充実が求められることから、障害種別や経験に応じた研修を展開していきます。

事業番号 85 特別支援教育に関する指導経験を踏まえた教員の専門性向上

各学校において、特別支援教育をより良く推進していくためには、より多くの教員が特別支援教育に関する経験を積み、専門性を高めていくことも重要です。都教育委員会では、これまでも特別支援学校と異校種間での「異校種期限付異動」や「短期人事交流」を積極的に実施するとともに、令和5年2月に改訂した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」では、新たに特別な配慮や支援を必要とする子供への対応に関して各職層に求められる素養等について、基準を示しました。

引き続き、教員の特別支援教育に関する経験に基づく専門性の向上に努めるとともに、各教員の経験を、人事異動や校長の人事構想に反映し、より一層の人材育成を進めるための方策を検討します。

事業番号 86 指導教諭を活用した教員全体の専門性向上

校種や教科ごとに任用される指導教諭³は、模範授業等を通じて他校の教科代表者等の教員に自らの指導技術を普及させています。それを受けて、模範授業等に参加した教員は、学んだ指導技術を校内OJT等で他の教員に広めています。この指導教諭については、任用者数を増やす

³ 児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職(学校教育法第37条第10項)

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

とともに、模範授業等へ参加できる校種を拡大し、都内公立学校全体における特別支援教育の指導力を高めてきました。

今後も指導教諭のより一層の活用を図り、教員の特別支援教育に関する専門性を高めていく必要があります。

このため、指導教諭の模範授業等には、教科代表者に加え、特別支援教育コーディネーターをはじめとした、各学校で特別支援教育を推進する立場にある教員等も参加できるよう、参加対象範囲を拡充していきます。

このことにより、特別支援教育に関する専門性の高い教員による校内OJT等を各学校が行い、教員全体の特別支援教育に対する理解を深めることを促して、教員全体の一層の専門性・指導力の向上を実現していきます。

事業番号 87 センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上

【再掲：第2章-1-(1)[事業番号33] p.49】

事業番号 88 島しょ地域の教員の専門性向上への支援

島しょ地域においても、全ての学校で特別支援教育に関する教員の専門性を高め、特別支援教育の充実を図っていく必要があります。その一方、島しょ地域は学校の規模が小さく、教員数が少ないため、校内で特別支援教育に特化した研修を実施することが難しい状況があります。

こうした島しょ地域特有の事情を踏まえ、特別支援教育専門の指導主事が毎年度、島しょ地域を訪問し、特別支援教育に関する研修や教員同士の協議、教材の提供等を行っています。このような取組を継続して、島しょ地域の全ての小・中学校及び都立高校において、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る機会を確保していきます。

特別支援教育専門の指導主事が島しょ地域の指導主事と連携を取り、年間計画を策定した上で訪問し、島しょ地域の全ての小・中学校及び都立高校を対象に特別支援教育に関する研修を行うなど、島しょ地域のニーズに応じた組織的な支援を引き続き展開していきます。

事業番号 89 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援

区市町村教育委員会では、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるため、特別支援教育担当指導主事が中心となり、小・中学校の教員を対象とした研修等を実施していますが、特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がない指導主事もいることから、都教育委員会では専門性の向上に向けた支援を行っています。

また、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職に対しては、都教育委員会が教育課程の編成などについて支援を行っています。

引き続き区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事を支援するため、「特別支援教育担当指導主事等連絡協議会」を開催し、施策の説明や周知、協議や意見交換を行い、区市町村

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

教育委員会の担当指導主事の専門性の向上を図ります。

また、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職が、校内の特別支援学級担当教員への指導・助言を適切に行うことができるよう「特別支援学級等教育課程講習会」を引き続き開催し、特別支援教育に関する理解を深めるための支援を行っていきます。

2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実

(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上

事業番号 90 学校における働き方改革の推進に向けた取組

都教育委員会は、教員の長時間勤務を改善し、教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るため、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、外部人材の活用やデジタル化等に取り組んできました。

こうした取組の結果、東京都公立学校の教員の時間外勤務の状況は改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況にあります。

こうした状況の中、都教育委員会は、令和5年度から令和8年度までの4年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和6年3月に策定し、学校における働き方改革を更に加速させています。

令和6年度には、外部コンサルタントを活用し、学校業務の精査・改善等伴走型で支援する事業の実施や、長時間勤務が顕著である副校長の業務を補佐する人材の配置など、教職員の働き方改革の推進を図っています。

事業番号 91 特別支援学校における学校経営計画等の策定

都立特別支援学校では、都立学校の自律的改革の促進と、教育サービスの質的向上を図ることを目的に、学校の教育活動の組織目標となる「学校経営計画」を策定し、1年間の教育活動の成果や目標の達成度等について学校の自己評価を行う経営報告を行っています。

また、学校運営における「評価・改善」の機能を担うために、保護者や地域の方々との意見交換を行う場として学校運営連絡協議会を設置し、都立学校の継続的改善に向けた取組を行っています。

こうした取組を通じて、教育内容の質的向上に向けた取組を組織的に推進していきます。

事業番号 92 東京都学校経営支援センターによる支援

都教育委員会では、都立学校のより一層充実した学校経営と教育活動を支援するため、東京都学校経営支援センターを設置しています。

同センターは日常的な学校経営支援や教育活動支援、予算の執行管理支援のほか、各種事業の実施に当たり、都立学校を迅速かつ適切に支援していく上で、重要な機能を担ってきました。

今後も都立学校における特別支援教育を推進するため、同センターによる継続的な支援を行います。

具体的には、定期的な学校経営訪問による校長の学校経営支援、随時訪問による教育活動への助言・支援や、学習活動における幼児・児童・生徒の個に応じた合理的配慮の提供への助言・

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

支援を行っていきます。

また、授業及び組織的な取組の好事例、先進的な取組について、定期的にメール等で学校に情報発信して紹介するとともに、都立特別支援学校と都立高校等の教員間の相互授業参観の機会を設けるなど、教職員の理解を促進していきます。

(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実

事業番号 93 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

ア 小・中学校等への支援

都立特別支援学校は、区市町村教育委員会、幼稚園や保育所、小・中学校等からの要請に基づく巡回相談や、研修会への講師派遣、医療的ケアに関する支援、乳幼児早期相談、副籍制度等による交流及び共同学習など、様々な形でセンター的機能の発揮に努めています。

都教育委員会は、センター的機能による障害のある児童・生徒等のライフステージに応じた適切な支援を目的として、都立特別支援学校と地域の小・中学校等との日常的な学校間連携や、各地域における教育、保健、医療、福祉、労働等の各分野の連携により、地域性と専門性を兼ね備えたシステムとしての「エリア・ネットワーク」⁴の整備を図ってきました。「エリア・ネットワーク」を有効に機能させるための拠点となる学校として、知的障害特別支援学校(小学部・中学部設置校)をセンター校に指定し、各分野の関係機関と情報共有を行うなど、地域との連携強化に取り組んでいます。

加えて、令和5年度から、発達障害等のある児童・生徒への効果的な支援方法等を検証するための発達障害教育支援モデル事業を実施しています。

今後も、都立特別支援学校が有するノウハウを活用した助言や支援を行うとともに、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童・生徒が大きく増加しているなど、小・中学校での特別支援教育の重要性が高まる中で、支援のニーズについて調査・分析を行い、センター的機能の充実を図っていきます。

イ 都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの整備

【再掲：第2章-2-(2)[事業番号43] p.56】

事業番号 94 都教育委員会の指導主事等の派遣による支援

都教育委員会では、区市町村教育委員会や都内公立学校等からの申請を受けて、東京都教職員研修センター等から指導主事等を派遣し、課題解決を図る「都教委訪問」事業を実施し、特別支援教育に携わる教員等への助言などを通じ、支援をしてきました。

今後も区市町村教育委員会や都内公立学校における特別支援教育に関する諸課題を解決していくために、引き続き「都教委訪問」事業を実施し、教員等へ効果的な指導・助言を行っていきます。「都教委訪問」事業の実施に当たっては、教員等に対する授業への指導・支援に加え、特別支援教育の校内支援体制の構築に資する訪問研修や汎用性のある資料提供などにより、内容の一層の充実を図っていきます。

⁴ 各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワーク

事業番号 95 東京都教育支援機構(TEPRO)による学校への多角的な支援

公益財団法人 東京都教育支援機構(以下「TEPRO」という。)は、都教育委員会が、令和元年7月に設立した、都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体です。

TEPROでは今後も、特別支援教育に携わる教職員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校での活動に意欲のあるサポーターと都内公立学校を結び付ける「TEPRO Supporter Bank(ティープロ サポーター バンク)」について、各種広報活動の展開により個人や企業、団体等のサポーター登録者の拡大を図るとともに、特別支援教育に関する研修の実施を通じたサポーターの資質向上に取り組むなど、区市町村教育委員会や都内公立学校における一層の活用を促進していきます。

また、サポーターによる学校支援活動の好事例等を都内公立学校へ広く周知するなど、学校へのアプローチを強化しつつ、学校のニーズに即した登録者を確保することで、学校とサポーターとのマッチングの一層の推進に取り組んでいきます。

事業番号 96 合理的配慮の適切な提供に向けた支援

ア 合理的配慮の提供事例の収集及び発信

全ての学びの場で、障害のある児童・生徒等の能力等を最大限に伸ばしていくためには、児童・生徒等や保護者等の申出に応じて、合理的配慮の提供を適切に行っていく必要があります。

このため、都教育委員会では日々の学校生活の中で配慮すべき事項や、学校生活全般における対応の具体例等を提示するとともに、様々な障害の特性について説明する「障害者差別解消法ハンドブック」を発行し、都立学校で適切な対応が行われるよう徹底を図っています。

今後もこの「障害者差別解消法ハンドブック」について、都立学校及び区市町村立学校へ周知を図るとともに、実際の合理的配慮の提供事例を収集・蓄積し、広く学校へ発信することで、学校現場における合理的配慮が適切に行われるよう支援していきます。

イ 小・中学校における合理的配慮の適切な提供のための環境整備

小・中学校において合理的配慮を適切に提供していくための、環境整備の重要性が一層高まっています。

このため、区市町村教育委員会が、連携支援コーディネーター⁵の配置による医療・保健・福祉・労働等の関係機関とのネットワークの構築や、医療的ケアを実施するための看護師等の配置による環境整備を進められるよう、都教育委員会は、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金の活用を促してきました。

また、都教育委員会では、小・中学校における医療的ケア実施体制の充実のため、夏季休

⁵ 区市町村教育委員会が医療・保健・福祉・労働などの関係機関等との相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成するに当たり必要に応じて配置する、関係機関等との適切な連携を支援するコーディネーター

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

業日等に医療的ケアに関する研修を開催し、小・中学校の教員等の参加を募ってきました。

都教育委員会は、引き続き教育支援体制整備事業費補助金について周知を図り、積極的な活用の促進や、医療的ケアに関する研修への小・中学校教員等の参加の受入れ、活用事例等についての必要な情報提供など、区市町村教育委員会による小・中学校の合理的配慮の適切な提供のための環境整備を促進していきます。

事業番号 97 発達障害教育に関する教員等への支援

都教育委員会では、発達障害に関する教職員の資質向上や教育相談機能の充実を図るため、区市町村教育委員会や都立学校等からの要請に応じ、東京都教育相談センターから心理職や指導主事等を各学校に派遣し、研修や事例検討会を実施してきました。

また、不登校の児童・生徒について、発達障害の有無にかかわらず、都教育委員会の「自立支援チーム」と同センターの心理職が連携を図り、一人ひとりの発達等の状況に応じた心理面のサポートを継続的に行ってきました。

今後も、同センターにおいて、区市町村教育委員会や都立学校等の要請に応じて発達障害に関する研修や事例検討会を実施するとともに、当センターが主催する連携会議や教育相談担当者連絡会、ホームページ等で事業の周知を行い、学校や教職員等の教育相談に関わる資質の向上や校内における教育相談機能の支援を図っていきます。

また、都教育委員会に設置している不登校・中途退学未然防止対応を行う「自立支援チーム」と同センターが連携を図り、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒も含めた不登校の児童・生徒への心理的なサポートも引き続き行っていきます。

事業番号 98 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化

都教育委員会は、教員が組織する学校教育に関する研究団体による研究の成果を普及し、都の全ての教員が共有できるようにするため、「東京都教育委員会研究推進団体支援事業」を実施しています。

この事業では、対象となっている研究推進団体に対して、研究会等への指導主事等の派遣、東京都教職員研修センターのホームページにおける研究会等の紹介、研究成果の普及のための経費等の支援を行っています。

研究推進団体の中には特別支援教育に関する研究を行う団体も多くあり、これらの団体に所属する教員の自主的な研究活動の活性化は、教員の指導力の向上や特別支援教育の充実などにつながることから、引き続き研究推進団体を支援し、教員の自主的な研究活動を促進するとともに、その研究成果について都全体に普及させていきます。

(3) 特別支援教育に関する就学相談、教育相談等の機能の充実

事業番号 99 就学相談の機能充実

ア 専門家チームの柔軟な活用

障害のある児童・生徒等や様々な教育的支援を必要とする児童・生徒等の増加に伴い、区市町村教育委員会における就学相談⁶の件数は年々増加し、また相談内容も多様化・複雑化しています。

こうしたことから、都教育委員会では、平成29年度に専門的な知見に基づく助言を行うことができる「専門家チーム⁷」を設置し、区市町村教育委員会における就学相談の合意形成を支援しています。

区市町村教育委員会が設置する就学支援委員会⁸において、就学先の決定が保護者の意見と一致していない事例は、専門家チームを設置する前の平成28年度の8.3%から令和5年度は5.6%と低減しており、就学時のみならず、進級時などの機会を捉えた学びの場の柔軟な見直しのための転学の促進等も含め、今後も専門家チームの一層の活用を図っていきます。

イ 就学相談担当者講習会の充実

就学相談の件数が増加し、相談内容が多様化・複雑化している状況にあって、就学相談を円滑に進めていくためには、区市町村教育委員会の就学相談担当者の専門性の向上を図ることが重要です。このため、東京都特別支援教育推進室において、就学相談担当者講習会や対応事例検討会、情報交換会を開催し、就学相談担当者の専門性向上を支援してきました。

一方、区市町村教育委員会の就学相談担当者は人事異動等により、初めて就学相談に携わることも多いことから、今後も講習会等の一層の充実を図る必要があります。

このため、引き続き就学相談担当者講習会等において、文部科学省が令和3年6月に作成した「障害のある子供の教育支援の手引」の内容を踏まえた情報を提供するなど、就学相談担当者への支援を充実させていきます。

ウ 就学前の早期からの保護者への情報提供

都教育委員会では、保護者が障害のある児童・生徒等本人の能力を最大限に伸長するという視点から最適な学びの場を選択することができるよう、療育施設における説明会のほか、就学相談や小・中学校の特別支援教室の概要等をまとめた発達障害教育に関するリー

⁶ 就学相談は、障害のある児童・生徒等が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のことであり、義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会である。

⁷ 区市町村教育委員会における就学相談の過程で、保護者との合意形成を円滑に図れるよう支援するため、都教育委員会が設置しているチームのこと。区市町村教育委員会の要請に応じて、都教育委員会として、弁護士、医師、臨床心理士、療育機関職員、社会福祉士、学識経験者、保護者代表、教育関係者等の、専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備している。

⁸ 就学先の決定を行う区市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、これらの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行う場として就学支援委員会(教育支援委員会等の名称を用いることもある。)を設置している。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

フレットの配布により、就学前の保護者への理解啓発を図ってきました。

今後も障害のある児童・生徒等本人と保護者、教育委員会、学校が多様な学びの場に関する共通理解を図ることができるよう、こうした取組を継続し、早期から保護者の理解啓発に取り組む必要があります。

このため、療育施設に通所する就学予定の幼児の保護者向けに説明会を実施し、保護者に対して就学相談や多様な学びの場に関する情報提供を行います。

また、幼稚園や保育所に通う就学予定の園児の保護者等を対象として、都の特別支援教育について正しく理解し、障害のある児童・生徒等本人にとって最適な学びの場を選択するための参考となる「保護者向けガイドブック」や、就学相談及び発達障害教育に関するリーフレットを引き続き配布することで、早期段階からの必要な指導・支援につながるよう、理解啓発を図っていきます。

エ 区市町村教育委員会と連携した円滑な就学相談の実施

区市町村教育委員会の就学相談を経て、特別支援学校へ就学することが決まった場合は12月末までに区市町村教育委員会から都教育委員会へ該当の幼児・児童の情報を引き継ぎ、1月末までに就学する都立特別支援学校及び入学期日を保護者宛てに通知をします。区市町村教育委員会の就学相談受付件数が増加していることから、法令の示す期日に合わせて手続を進めるため、就学に向けた一連の手続をより円滑に進める必要があります。

今後、対象者の多い知的障害のある幼児について、区市町村から提出された知能検査の数値や実態把握票を集積・分析し、特別支援学校に就学する児童等の知能検査や行動観察等の結果の傾向を区市町村に示していきます。

また、都教育委員会・区市町村教育委員会・都立特別支援学校による継続した教育相談を実施する仕組みや、都立特別支援学校から小・中学校に転学したケースを分析するなどして、「学びの場」の柔軟な見直しの手立てを構築していきます。

加えて、今後はオンラインの活用などにより、都立特別支援学校への就学に関する手続の迅速化について検討していきます。

オ 東京都特別支援教育推進室による様々な支援

都教育委員会では、障害のある児童・生徒等一人ひとりの適切な就学を図るため、東京都特別支援教育推進室において、就学相談の基本的な事項や流れ等を説明した「就学相談の手引」の作成や、特別支援教育関係資料等の閲覧・貸出し、専用ホームページによる広報、区市町村における早期支援体制構築への支援といった、区市町村教育委員会の就学相談、教育相談等に資する様々な支援を実施してきました。

今後も障害のある児童・生徒等の増加や、区市町村教育委員会における就学相談件数の増加を踏まえ、こうした取組を継続する必要があります。

このことから、「就学相談の手引」を引き続き作成するとともに、発達検査器具や指導資料、専門図書、DVD等の特別支援教育関係資料の閲覧・貸出し、専用ホームページの更なる充実などにより、区市町村教育委員会における就学相談、教育相談等を支援していきます。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

す。

カ 特別支援学校の教育相談機能の充実

全ての都立特別支援学校では、その高い専門性を生かし、地域における障害のある児童・生徒等の保護者等を対象に、発達や障害の状態に応じた教育、進路等に関する教育相談⁹を実施し、相談内容に応じた適切な助言や関係機関の紹介を行うことにより、必要な支援につないでいます。

また、都立特別支援学校と、在籍している児童・生徒等の保護者が連携し、特別支援学校への入学を検討している保護者のために相談の場を設定することで、ニーズに応える情報提供の充実を図っています。

今後も全ての都立特別支援学校において教育相談を実施するとともに、特別支援学校への入学を検討している保護者が、特別支援学校での学校生活等について相談できる場を設定することで、障害のある児童・生徒等の保護者への組織的な支援を実施していきます。

事業番号 100 東京都教育相談センターにおける相談の充実

都教育委員会では、発達障害に関する児童・生徒及び保護者等からの電話相談や来所相談を東京都教育相談センターで実施し、相談内容に応じた適切な助言や関係機関の紹介により必要な支援につないでいます。

また、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の通訳を必要とする外国人児童・生徒及び保護者に対して、毎週金曜日の午後に高校等進級・進路・入学相談や教育相談を実施しています。

今後も、電話相談や来所相談について周知を図りながら、事業を継続していきます。

⁹ 教育相談は、幼児・児童・生徒の発達や障害の状態に応じて、必要な支援・援助を得るためなどに行うことも含め、様々な教育上の問題に対して、その望ましい在り方に関する相談活動のことをいう。都立特別支援学校は、就学相談が円滑に進むよう、都立特別支援学校のもつ専門性を生かし、保護者に対して就学に関することや教育内容等についての情報提供を行うなど、早期からの教育相談機能の発揮に取り組んでいる。

3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化

事業番号 101 就労支援(企業開拓)チームによる企業開拓

都教育委員会では、都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労支援の充実を図るため、都内の5ブロック¹⁰(城東・城南・城北・多摩北部・多摩南部)において、民間企業で障害者雇用に関わるなど、障害者雇用に関する専門的な知見をもつ人材に就労支援アドバイザー¹¹を加えた「就労支援(企業開拓)チーム」を編成し、生徒の実習受入企業の拡大を進め、生徒の就労先となる企業の開拓を行ってきました。

引き続き「就労支援(企業開拓)チーム」により、生徒の実習受入企業の拡大や就労先となる企業の開拓を進め、生徒の自立と社会参加に向けた支援に取り組むとともに、このチームを活用し、都立特別支援学校の進路指導担当教員の進路指導や職業教育に関する専門性の向上を図っていきます。

また、開拓した企業情報をチーム内で共有し、いち早く学校に情報を提供することで生徒の実習につなげるなど、効果的な方策の構築を検討していきます。

事業番号 102 企業向けセミナー等の開催

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の企業就労の拡大とインターンシップの活用を促進するため、都教育委員会では産業労働局・福祉局と共催で都内の5ブロックの都立特別支援学校において「企業向けセミナー」を毎年度開催するとともに、都の関係局や行政機関、団体等が主催する就労イベント等へ都立特別支援学校高等部の生徒が参加して実演を行うこと等により、企業の採用担当者等の理解を促進し、生徒の企業就労の機会の拡大を図ってきました。

都教育委員会では、都立特別支援学校において企業へ就労を希望する生徒が増加している状況を踏まえ、今後も生徒の企業就労の機会の一層の拡大が必要なことから、こうした企業への理解促進の取組を継続していきます。

また、都内のブロックごとの都立特別支援学校において、障害者雇用を検討する企業向けのセミナーを開催し、インターンシップの受入事例の紹介や、作業学習等の参観を通して、生徒の企業就労の機会の拡大を図っていきます。

さらに、東京都特別支援教育推進室が産業労働局等の開催する「TOKYO障害者マッチング応援フェスタ」へ積極的に協力し、都立特別支援学校高等部の生徒が参加するビルクリーニングや喫茶接遇サービス等の実演コーナーを設けるなど、都立特別支援学校の生徒の就労に関する理解を促進していきます。

¹⁰ 都教育委員会では都内全域を五つのブロックに分け、各ブロックの就業技術科設置校5校を中心に、ブロック内の職能開発科・普通科が連携し、進路指導や職業教育の充実を図っている。

¹¹ 就労支援アドバイザーはその専門性を生かし、都立特別支援学校の進路指導担当者や東京都就労支援員とともに、生徒の実習先企業やインターンシップへの協力企業の開拓を行うほか、企業への障害者雇用に関する理解促進や、都立特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育への支援を行っている。

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

事業番号 103 民間等の活用による企業開拓

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労支援のため、「就労支援(企業開拓)チーム」に加えて、民間企業を活用して未開拓の実習先企業の発掘を行っています。民間企業が新規に開拓した企業については「就労支援(企業開拓)チーム」が企業と職場環境の調整や実習に向けた調整を図り、都立特別支援学校高等部の生徒に実習先企業として紹介を行っています。

都立特別支援学校高等部において企業への就労を希望する生徒が増加していることから、今後も実習先企業の一層の開拓が必要です。

このため、東京労働局や業界団体等との連携、民間企業を活用した企業開拓を通じ、より多くの実習先企業を発掘し、都立特別支援学校高等部に在籍する生徒へ紹介することで、職業的な自立を支援していきます。

事業番号 104 特別支援学校卒業生の職場定着支援

都立特別支援学校の進路指導担当教員は、都立特別支援学校を卒業し、就労した者の職場定着を支援するとともに、公共職業安定所(ハローワーク)や区市町村就労支援事業¹²等の地域の就労支援機関へ支援の中心的な役割を引き継ぐことで、都立特別支援学校卒業生の就労定着を促進してきました。

一方、職業教育、進路指導等の充実などにより、企業へ就労する卒業生が増加していることから、職場定着を支援する体制を強化するための「就労移行支援(職場定着)チーム」を編成しました。「就労移行支援(職場定着)チーム」では、東京都就労支援員が進路指導担当教員と連携し、都立特別支援学校卒業生の就労先企業への訪問や、地域の就労支援機関への支援の移行について、卒業生の住所地や就労先の所在地にかかわらず、全都を横断的にカバーする役割を果たしています。

今後は、進路指導担当教員向けの研修会を実施するなど機能の充実を図るとともに、「就労支援(企業開拓)チーム」と連携しながら、都立特別支援学校卒業生の教育から就労への円滑な移行を促進することで、生徒の実習先企業の拡大から職場定着までを一体的に支援していきます。

¹² 障害者の就労を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域である区市町村ごとに就労面と生活面の支援を一体に提供している。

(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進

事業番号 105 特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進

ア 特別支援学校の特色ある取組による地域の理解促進

特別支援学校の学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念の実現を、社会との連携や協働により図っていくことが示されています。

これまで都立特別支援学校では、様々な特色ある取組により地域との交流を図り、特別支援学校への理解促進に取り組んできました。

今後も、都立特別支援学校が所在する地域の状況を踏まえ、生徒が授業で製造したお菓子や製品等の販売、喫茶店やレストランの運営、地域の清掃活動など、様々な特色ある取組により地域との交流を図り、都立特別支援学校に対する理解を促進していきます。

イ 特別支援学校における積極的な授業公開

保護者や都民に対し、特別支援教育や都立特別支援学校の教育活動に関する理解促進を図り、開かれた学校づくりを推進するため、都立特別支援学校において積極的な授業公開を行っています。各学校では、ホームページやSNS等に研究会や授業公開の日程を掲載するなど、様々な形で情報発信を行うとともに、動画やオンラインによる研究発表紹介等も行っています。

今後も、より多くの人々から都立特別支援学校での指導について理解を得ることができるよう、各学校における積極的な授業公開を推進していきます。

ウ 特別支援学校における公開講座の実施

都立特別支援学校では、障害のある人々の豊かな地域生活と社会参加を促進するため、公開講座として、障害のある人々がレクリエーションやスポーツなどで共に活動する「障害者本人講座」や、障害のある人々への理解と交流を深めることを目的とする「ボランティア養成講座」を実施し、都立特別支援学校がもつ教育機能を地域に向けて提供しています。共生社会の実現に向けて、今後も公開講座を実施していきます。

事業番号 106 学校と地域とのつながりの強化

ア 特別支援学校と地域との関係強化

共生社会の実現に向けては、特別支援学校が中心となって、地域の人々との交流を一層深めていくことが重要であるため、都立特別支援学校において地域の福祉避難所開設を想定した防災訓練や、地域の高齢者施設等との交流、地域の幼稚園や小・中学校及び都立高校等と障害者スポーツ等を通じた交流などに取り組んでいます。

今後もこのような交流を継続し、都立特別支援学校の児童・生徒等や教職員と地域の人々が顔と顔が分かる関係になり、相互に支援し合っていくための関係づくりを促してい

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

ます。

イ 特別支援学校における放課後子供教室の支援

都教育委員会では、障害のある児童・生徒の放課後等における安全・安心な居場所づくりと、障害のある児童・生徒が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、平成22年度から都立特別支援学校における放課後子供教室事業を実施しています。

今後も都立特別支援学校の児童・生徒の放課後等における豊かな体験や交流活動の場の確保のため、放課後子供教室の支援を行っていく必要があります。

このため、放課後子供教室の運営主体である保護者等を中心とした団体と都立特別支援学校が連携し、地域の住民や退職教員、NPO、企業等の協力を得て、土日や長期休業中等における様々な体験・交流活動を推進していきます。

また、各校の特色ある活動を全実施校に情報提供するとともに、運営団体間で情報交換ができる機会を設定するなどして、活動の支援を行っていきます。

事業番号 107 「インクルーシブ体験」プログラム事業の実施

都では、インクルーシブシティ東京を実現するため、障害者、高齢者等をはじめとした、多様な人々が共に支え合う環境づくりを進めるとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う社会づくりを目指しています。

こうした理念の下、都教育委員会では、障害のある人等との関わりの機会や当事者の生活や思いについて、実際に触れ、自分の在り方や生き方を見直す機会を提供する「インクルーシブ体験」プログラム事業を、令和6年度から都立高校等の生徒を対象に実施しています。障害のある人も障害のない人も、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う社会を実現するとともに、多様な人々が共に支え合いながら地域や社会をつくることの意味を、実感を持って体験するプログラムを通じて、インクルーシブ社会の担い手の育成に取り組んでいきます。

事業番号 108 都民の理解の促進

共生社会の実現に向けては、今後、より多くの人々の特別支援教育に関する理解を促進していく必要があります。都教育委員会ではこれまで、毎年11月の第1土曜日を「東京都教育の日」として、都立特別支援学校の学校公開や文化祭の開催等により、特別支援教育の理解促進に取り組んできました。

また、特別支援教育への理解を促進するため、平成31年3月にリーフレット「一人ひとりのニーズに応じた教育」を発行するとともに、「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」を開催し、インターネット上でも展示した作品を掲載するなど、広く情報を発信してきました。

今後も、より多くの人々の理解を促進していくため、特別支援教育の充実に向けた取組や成果等の情報について、都教育委員会のホームページへの掲載やSNS等を通じた広報活動、都営地下鉄車内のデジタルサイネージを活用した広報等を実施していきます。